

平成 29 年度

自己点検・評価報告書

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

平成 31 年 3 月

東京経営短期大学

目 次

1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	17
3. 提出資料・備付資料一覧	19
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	27
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	28
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	30
テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証	34
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	35
◇ 基準Ⅰについての特記事項	35
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	37
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	39
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	60
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	71
◇ 基準Ⅱについての特記事項	71
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	73
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	73
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	78
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	82
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	85
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	89
◇ 基準Ⅲについての特記事項	89
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	91
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	91
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	95
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	97
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	101
◇ 基準Ⅳについての特記事項	101

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人村田学園は、明治 42 年（1909 年）、東京神田一ツ橋通町に村田簿記学校の前身である「銀行会社事務員養成所」を設立し、以来我が国における実践的実務教育の草分けとして実績を積み重ね、平成元年に学園創立 80 周年を迎えた。これを節目に、これまで培ってきた簿記・会計の分野を中心とする実践教育の蓄積を更に発展させ、今後の社会経済に貢献する新たな高等教育を展開するべく、短期大学設置計画を推し進めた。そして平成 4 年、東京経営短期大学を開学した。

はじめは経営情報学科 1 学科であったが、平成 8 年に経営税務学科を増設（平成 14 年にビジネスマネジメント学科と改称）し、平成 17 年からは両学科を統合再編成して経営総合学科 1 学科となった。この経営総合学科は平成 16 年 9 月に（財）短期大学基準協会から「地域総合科学科」として適格認定を受けている。また、完成年度を経て達成度評価を受け、平成 20 年度に再び、「地域総合科学科」として認定された。さらに、平成 21 年 10 月には短期大学基準協会による第三者評価を受け、平成 22 年 3 月 18 日付で「適格」と認定された。平成 21 年 11 月 3 日、村田学園は創立 100 周年を迎えた。

平成 22 年度より定員削減を行い、平成 27 年度には経営総合学科の定員を 130 名とした。平成 27 年 9 月には短期大学基準協会による第三者評価を受け、平成 28 年 3 月 10 日付で「適格」と認定された。

平成 28 年 4 月からは、教育のさらなる充実、国際化に対する一層の対応を図るため、本学は、大学、短期大学、専門学校や高等学校など 11 校の設置校を運営する「学校法人創志学園」に受け継がれた。平成 28 年 8 月にはこども教育学科の設置が認可された。10 月にはグローバルスタディセンター（留学生別科）が開設された。

平成 29 年 4 月に、こども教育学科が開設した。

本学の沿革

平成 3 年	12 月	東京経営短期大学経営情報学科設置認可される
平成 4 年	4 月	東京経営短期大学経営情報学科開設 定員 150 人 学長 大山政雄氏就任
平成 6 年	4 月	学長 齋藤力夫氏就任
平成 8 年	4 月	経営税務学科開設 定員 160 人 (昼間コース 140 人 夜間主コース 20 人)
平成 9 年	10 月	電子計算機センター開設 (平成 10 年度 教育研究情報センターに改称)
平成 10 年	4 月	村田照子理事長、学長を兼務
平成 12 年	4 月	留学生別科 (日本語研修課程) 開設 定員 40 人 教育研究情報センターを付属施設に改組 エクステンションセンター開設
平成 13 年	4 月	定員変更 経営情報学科 150 人→180 人 経営税務学科 160 人→130 人 (昼間コース 110 人 夜間主コース 20 人)
平成 14 年	4 月	経営税務学科をビジネスマネジメント学科に改称
平成 15 年	3 月	ビジネスマネジメント学科 夜間主コース廃止
	4 月	ビジネスマネジメント学科 定員 110 人
平成 16 年	6 月	改組転換のため経営総合学科の設置を申請

	9 月	経営総合学科設置申請認可 経営総合学科、地域総合科学科の適格認定を受ける
平成 17 年	4 月	経営総合学科開設（定員 240 人） 大橋信定前副学長、学長に就任
平成 18 年	3 月	留学生別科廃止
	4 月	学長 亀田光昭氏就任
平成 19 年	4 月	神保町ビルでの授業を開始
平成 21 年	4 月	100 周年記念事業の一環として、市川グラウンドのオールウェザー化完成
	11 月	村田学園創立 100 周年を迎える
平成 22 年	3 月	(財)短期大学基準協会による第三者評価において適格認定を受ける
	4 月	定員変更 経営総合学科 240 人→180 人
平成 24 年	4 月	学長 岡部徳三氏就任
平成 25 年	4 月	定員変更 経営総合学科 180 人→150 人
平成 27 年	4 月	定員変更 経営総合学科 150 人→130 人
平成 28 年	3 月	(財)短期大学基準協会による第三者評価において適格認定を受ける
	4 月	学校法人 創志学園に設置者変更 学長 増田哲也就任
	8 月	こども教育学科設置認可
	10 月	グローバルスタディセンター開設
平成 29 年	4 月	こども教育学科開設 定員 60 人

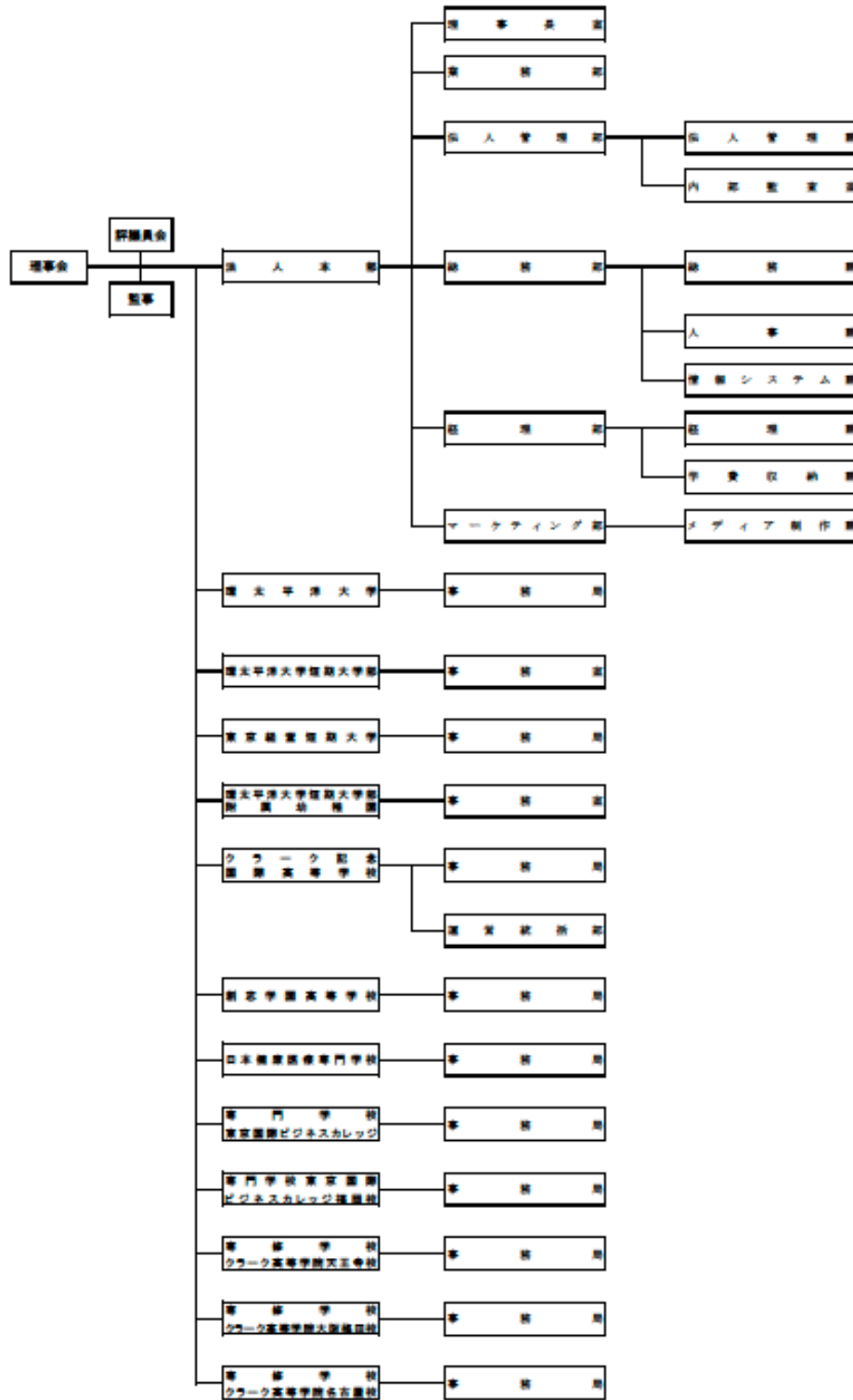
(2) 学校法人の概要

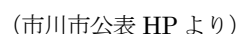
- ・学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
学校法人が設置するすべての教育機関の名称等 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
東京経営短期大学	千葉県市川市二俣 625-1	190 名	320 名	279 名
環太平洋大学	岡山県岡山市東区瀬戸町観 音寺 721	740 名	3,540 名	3,523 名
環太平洋大学短期大学部	愛媛県宇和島市伊吹町 421	100 名	200 名	137 名
クラーク記念国際高等学校	北海道深川市納内町 3-2-40	4,160 名	12,480 名	11,444 名
創志学園高等学校	岡山県岡山市北区下伊福西 町 7-38	210 名	710 名	691 名
日本健康医療専門学校	東京都台東区浅草橋 3-31-5	330 名	840 名	715 名
専門学校東京国際ビジネス カレッジ	東京都台東区柳橋 2-7-5	460 名	920 名	817 名
専門学校東京国際ビジネス カレッジ 福岡校	福岡県福岡市中央区平尾 1- 7-1	280 名	650 名	391 名
専修学校クラーク高等学院 天王寺校	大阪府大阪市天王寺区寺田町 2 丁目 1-21	160 名	480 名	372 名
専修学校クラーク高等学院 大阪梅田校	大阪府大阪市北区堂島 2 丁目 3-29	140 名	360 名	283 名
専修学校クラーク高等学院 名古屋校	愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 11-20	140 名	360 名	236 名

(3) 学校法人・短期大学の組織図

①学校法人創志学園の組織図（平成29年5月1日現在）





市川市の0歳～14歳の年少人口は、平成7年の65,100人（14.8%）から、平成22年には60,438（12.8%）に減少している。一方、65歳以上の老年人口は、平成7年の40,083人（9.1%）から、平成22年には84,669（17.9%）と、15年間で約2倍になり、少子高齢化が進んでいる。総人口は平成27年をピークに減少傾向となったが、平成25年より回復傾向にある。また、常住する外国人は15,465人（平成29年9月30日現在）で、平成17年の外国人総数8,669人と比較すると、6,796人増加している（増加率78.4%）。国籍別にみると、一番多い国は中国で、続いて韓国・朝鮮、フィリピンの順になっているが、ベトナム・ネパールが一貫して増加している。

・学生の入学動向（過去の実績と未来の予測、学生の出身地別人数及び割合）

地 域	25 年度		26 年度		27 年度		28 年度		29 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
千葉県	50	45.5%	41	33.0%	39	27.1%	41	29.9%	58	36.9%
東京都	11	10.0%	17	22.3%	12	8.3%	15	10.9%	16	10.2%
埼玉県	1	0.9%	5	2.9%	3	2.1%	5	3.6%	7	4.5%
神奈川県	1	0.9%					3	2.1%		
群馬県					1	0.7%				
栃木県					1	0.7%				
茨城県	2	1.8%	5	4.9%	2	1.4%	1	0.7%	2	1.3%
山梨県							1	0.7%		
静岡県					2	1.4%				
長野県			0	1.0%	1	0.7%	2	1.4%		
愛知県			1	1.0%						
福島県									2	1.3%
秋田県	1	0.9%							1	0.6%
青森県	1	0.9%							2	1.3%
北海道									1	0.6%
新潟県	1	0.9%	1	1.0%	1	0.7%	1	0.7%	1	0.6%
山形県					2	1.4%	1	0.7%		
京都府			1	1.0%						
宮城県									1	0.6%
香川県									1	0.6%
鹿児島県	4	3.6%	1	1.0%					1	0.6%
沖縄県			0	1.0%	1	0.7%				
大分県							2	1.4%		
島根県							1	0.7%		
福岡県							1	0.7%		
一般学生 計	72	65.5%	72	68.9%	65	45.1%	76	55.5%	93	59.2%
中国	28	25.5%	15	14.6%	23	16.0%	14	10.2%	17	10.8%
台湾			1	1.0%			1	0.7%	1	0.6%
韓国					1	0.7%	1	0.7%	1	0.6%
ベトナム	5	4.5%	12	11.7%	31	21.5%	32		29	18.5%
スリランカ	2	1.8%			5	3.5%	2	4.3%	2	1.3%
ミャンマー	1	0.9%	2	1.9%			1	0.7%	1	0.6%
モンゴル							2	1.4%		
ブラジル			1	1.0%						
インドネシア	1	0.9%			2	1.4%			1	0.6%
ネパール	1	0.9%	1	1.0%	16	11.1%	6	4.3%	11	7.0%
ウズベキスタン							2	1.4%		
香港									1	0.6%
外国人留学生 計	38	34.5%	32	31.1%	78	52.4%	61	44.5%	64	40.8%
留学生以外の外国人					1	0.7%				
合計	110	100%	104	100%	144	100%	137	100%	157	100%

・地域社会のニーズ／地域社会の産業の状況

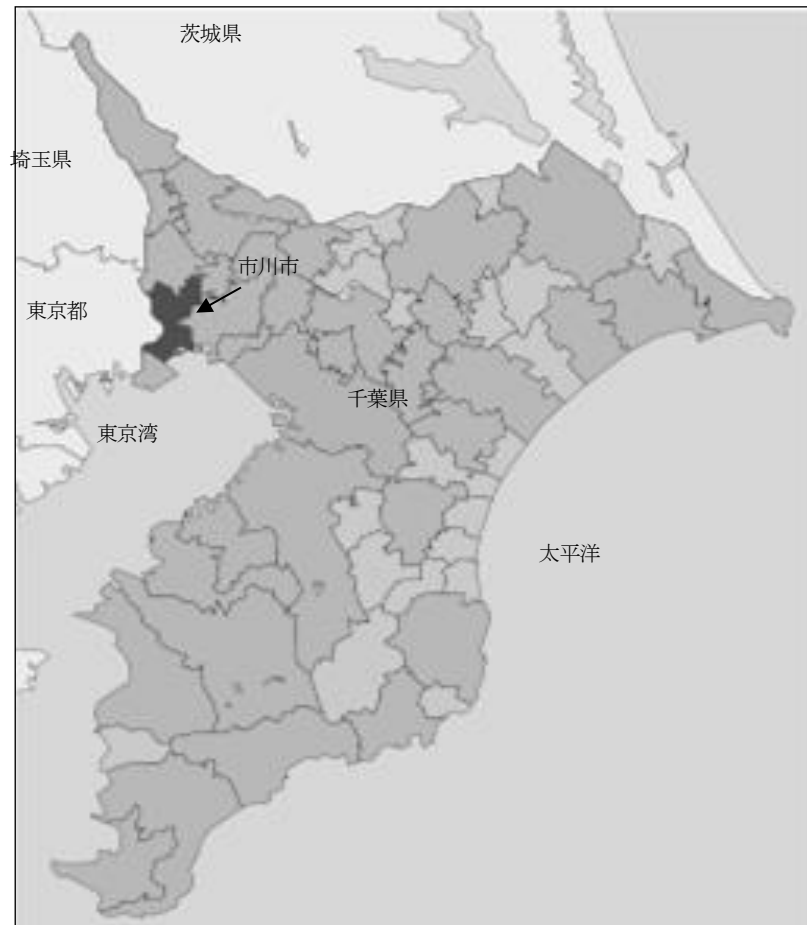
本学と市川市は、ボランティア活動や講義等を通じて交流を行っている。市川市は常住する外国人が千葉県で4番目に多いので、市川市国際交流協会等の市内の国際交流グループは、異文化交流やホストファミリー等の活動を継続的に展開している。市民の交流活動が地域社会に果たす役割や意義は高く、在住外国人等と相互理解を深めて交流の実績を築くことによって、地域レベルの連帯感が生まれる。本学も、積極的に参画している。

市川市は千葉県の北西部に位置し、江戸川を隔てて東京都と対峙している。都心から20kmの圏内にあることから、文教・住宅都市として発展してきた。都心部と県内各地域を結ぶ広域交通網の集中する位置にあり、東西方向はJR総武線と京葉線等の鉄道、東京地下鉄の東西線、その相互乗り入れをしている東葉高速鉄道のほか、京葉道路や国道14号等4路線の幹線道路がある。

北部は梨栽培等の農業が盛んで屋敷林等の緑が多く、また学園も多い文教・住宅都市である。南部は東京湾に臨み京葉工業地帯の一翼を担っていると共に、新しい都会的な住宅都市が形成されている。里海の再生を目指してきた千葉県は、平成26年3月に「三番瀬再生計画(第3次新事業計画)」を策定し、塩浜護岸改修事業などの再生事業を進めてきた。

市川市は「活力のあるまちづくり」の根幹となる「市川市産業振興基本条例」を平成23年4月に制定し、事業者、経済団体、行政が連携し、市民の理解と協力の下に産業振興を図っている。商店街の活性化に向け、街路灯、アーケード、駐車場等の共同施設整備や販促イベント等の共同事業等への助成を行い、産業の振興に関する施策を総合的に推進している。

・短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

前回の指摘事項への対策・成果

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対 策	成 果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 テーマ C 自己点検・評価 ○ 提出された自己点検/評価報告書は記載方法上の不備及び記載内容の不整合がみられたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。	自己点検・評価への組織的な取り組みの必要性を共有し、今後の第三者評価に向けたスケジューリングを確認した。	現時点での成果は特にないが、自己点検・評価への組織的な取り組みの必要性は共有できている。
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 テーマ B 学生支援 ○ セクシャルハラスメントに関する規程はあるが、ほかのハラスメント規程が定められていないため、規程の整備と、それに対応する体制の確立が望まれる。	設置者変更により新法人のもとで規定等の見直しをすることになっている。 年度当初に配布する教員ハンドブック等で注意を促している。	現時点での成果は特にない。
○ 入学者受け入れの方針は、学校概要やウェブサイト等で公表されているが、学生募集要項への記載が望まれる。	入学者受け入れの方針は、平成 29 年度学生募集要項には記載することとした。	学生募集要項に記載することで、入学者受入の方針は説明が容易になった。
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 テーマ A 人的資源 ○ 東京経営短期大学自己点検・評価委員会規程に基づき自己点検・評価活動が行われ、FD・SD 活動は実施されているが、FD 規程、SD 規程が整備されていないので改善が望まれる。	設置者変更により新法人のもとで規定等の見直しをすることになっている。	現時点での成果は特にない。
テーマ B 物的資源 ○ 火災・地震対策及び防犯対策について、就業規則に項目としては掲げられているが、規程は作成されていないため、規程を整備し、緊急時における防災対策マニュアルを作成することが望まれる。	毎年、学生と教職員による避難訓練を実施している。その際にマニュアルを確認すると共に、学園祭などの際にも緊急時対応を想定している。	現時点での成果は特にない。
テーマ D 財的資源 ○ 学校法人全体及び短期大学部門の収支において 3 か年支出超過が続いている。特に、短期大学部門の支出超過は増加傾向にある。平成 27 年 8 月 31 日付けで文部科学大臣より設置者変更が認可されたが、今後、移管先の学校法人と速やかに新たな収入向上方策等を計画・実施し、財務の健全化を図ることが必要である。	設置者変更により、移管先の学校法人から学長以下数名の人材が投入された。 新たに「こども教育学科」の設置が認められ、財務状況が改善される土台が築かれた。 また、1 階を中心に校舎がリニューアルされた。	こども教育学科の設置認可が 8 月だったので学生募集に苦戦したが、平成 29 年 4 月には 26 名が入学する。リニューアルした 1 階やリパティスクエアは、大変好評である。
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス テーマ A 理事長のリーダーシップ ○ 設置者移管という困難な現実と直面している現状において、移管が再建に向けて円滑に実施されるには、学内の活性化と一体化に向けて、理事長がより一層のリーダーシップを発揮することが望まれる。今後は、移管先法人と協同して改善及び行動計画を策定し、財務状況の改善を着実に進めるとともに、学校法人全体の管理運営体制の構築に努めることが必要である。	設置者変更により、移管先の学校法人から新学長が着任し、リーダーシップが発揮されている。毎週のように教育経営会議が開かれ、新組織による取組みと改善が強力に行われている。	平成 28 年度は、29 回の教育経営会議が開かれた。創志学園の教育理念が共有され、理事長・学長のリーダーシップが発揮され、意識改革が進んだ。

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
特になし		

③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

特になし

(6) 学生データ

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率
(平成 25 年度～平成 29 年度)

学科等の名称	事項	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	備考
経営総合学科	入学定員	150	150	130	130	130	平成 25,27 年度に定員削減
	入学者数	110	104	144	137	131	
	入学定員充足率(%)	73	69	110	105	101	
	収容定員	330	300	280	260	260	
	在籍者数	228	212	243	264	271	
	収容定員充足率(%)	69	70	87	102	104	
こども教育学科	入学定員	-	-	-	-	60	平成 29 年度に開設
	入学者数	-	-	-	-	26	
	入学定員充足率(%)	-	-	-	-	43	
	収容定員	-	-	-	-	120	
	在籍者数	-	-	-	-	26	
	収容定員充足率(%)	-	-	-	-	22	
計		228	212	243	261	297	
充足率		69	70	87	100	78	

② 卒業者数 (人)

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
経営総合学科	99	102	97	88	108

③ 退学者数 (人)

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
経営総合学科	18	16	16	11	24

④ 休学者数 (人)

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
経営総合学科	3	2	2	2	4

⑤ 就職者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
経営総合学科	61	66	64	57	78

⑥ 進学者数（人）（四年制大学への進学者数）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
経営総合学科	5	1	4	4	3

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全 体の入学定 員に応じて 定める専任 教員数〔ロ〕	設置基準 で定める教 授数	助手	非常 勤教 員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
経営総合学科	4	3	4	0	11	7		3	0	20	
こども教育学	4	2	4	0	10			3	0		
(小計)	8	5	8	0	21	7		6	0		
〔ロ〕							3	1			
(合計)	8	5	8	0	21	10		7	0		

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	14	—	14
技術職員	—	—	—
図書館・学習センター等の専門事務職員	1	—	1
その他職員	—	5	5
計	15	5	20

③ 校地等（㎡）

	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) 〔注〕	在学生一 人当たり の面積 (㎡)	備考（共有の状況 等）
校地等	校舎敷地	15,697	—	—	15,697	2,800	99.5	
	運動場用 敷地	—	8,489	—	8,489			村田女子高等学校及 び村田女子中学校と 共用
	小計	15,697	8,489	—	24,186			
	その他	—	—	—	—			
	合計	15,697	8,489	—	24,186			

④ 校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等 の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	備考 (共有の 状況等)
校舎	13,524	—	—	13,524	2,350	共用なし

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
17	4	3	—	—

⑥ 専任教員研究室

専任教員研究室
20

⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕（種）	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 （点）	機械・器具 （点）	標本 （点）
	（冊）					
経営総合学科	40,683 〔4,588〕	245 〔21〕	—	2,250	33	—
こども教育学科			—	2,250	33	—

(注) 機械・器具は、テレビ 10 台、DVD プレーヤー 10 台、ビデオプレーヤー 2 台、アンプ 10 台、LD プレーヤー 1 台の計 33 台である。

図 書 館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	810	106 席	約 24 万 冊
体 育 館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,007	フィットネスルーム, グラウンド (全面人工芝), テニスコート (3 面)	

(8) 短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学ホームページ、学生募集要項 学生ハンドブック
2	教育研究上の基本組織に関すること	本学ホームページ
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学ホームページ、学生ハンドブック 学生募集パンフレット
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	本学ホームページ 学生ハンドブック 学生募集パンフレット

	況に関すること	
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本学ホームページ、講義概要シラバス 学生ハンドブック
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	本学ホームページ 学生ハンドブック
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	本学ホームページ 学生ハンドブック
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	本学ホームページ、学生募集要項 学生ハンドブック
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	本学ホームページ 学生ハンドブック

※東京経営短期大学ホームページ： <https://www.tokyo-keitan.ac.jp/>

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本学ホームページ

※東京経営短期大学ホームページ： <https://www.tokyo-keitan.ac.jp/>

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

・学習成果をどのように規定しているか

本学の卒業にあたっての学習成果は「卒業認定・学位授与に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）として明示されている。これは、平成 25 年 4 月に教授会で決定した後、ウェブサイトで公開し、平成 26 年度からは学生ハンドブックでも明示すると共に、学生及び教員の双方にオリエンテーションで周知している。平成 29 年度は、こども教育学科の開設に伴い学科毎による明示としている。

経営総合学科

本学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（経営総合）の学位を授与します。

1. 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけている。
2. 各コースにおける体系的学習とコースを横断する学際的学習を通して、実践的知識
技能を身につけている。
3. 経済社会の動向に関心を持ち、修得した知識・技能・資格をもとに、問題解決に向けて行動することができる。

こども教育学科

本学科では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（こども教育学）の学位を授与します。

1. 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけて、パソコン操作や文書作成等の事務スキルとビジネスマナー等をはじめ、状況に応じて笑顔で柔軟に対応できる社会人基礎力を磨き、自ら進んで考え動くことができる「現場力」と園運営をサポートできるマネジメント力を備えている。

2. 豊富な遊びや運動を通じて、感じたことや考えたことを自分なりに表現し、自らの豊かな感性や表現する力を養い、子どもの心身を育みながら、子どもの豊かな表現力を引き出す力を有する。
3. 子どもと保護者の心に寄り添い、子育てに不安を抱える家庭を支援し、子どもの心と身体の発達をサポートするための専門的な知識と技術を有する。

また、学習成果は、「学則 21・22 条」にて規定している。現行規程は平成 28 年度に改正したもので、平成 29 年度の入学生から適用している。

成績評価	評価点	判定
秀	100 点～95 点	合 格
優	94 点～80 点	
良	79 点～70 点	
可	69 点～60 点	
再	59 点～50 点	再試験対象 不合格 追試験対象
不	49 点以下	
欠	欠席	
放	評価不能	科目放棄
認	単位認定	合 格
備考 「秀」評価は評価対象者の概ね 5%以内とする。		

本学では、実践的知識技能の修得のため、コースごとに推奨の資格・検定を明示して、一定の資格・検定の合格者には該当科目の単位を認定している。

・どのように学習成果の向上・充実を図っているか

本学科での学習成果は、社会人として必要な教養・実践的知識技能を身につけ、問題解決に向けて行動できることで示され、次の手法で向上・充実を図っている。

- ①社会人基礎力を身につけることを目的としたゼミナールを 2 年間必修科目として配置している。ゼミナールは入学直後のオリエンテーションから始まっており、自己責任、コミュニケーション力を高めるグループ学習、学校行事の参加等のプログラムを用意し、資料の収集とまとめ、発表とディスカッション、振り返りが行われる。この評価は、ルーブリック評価法を用いた学生自身の評価だけでなく、ゼミナール担当教員の評価を加えて行われている。また、一般学生には一般教養の小テスト、留学生には漢字小テストが毎回実施され、その成績はゼミナール担当教員だけでなく、全専任教員によって共有されている。
- ②本学科は、5 つのコース「現代ビジネス」「会計税務」「オフィス事務」「医療秘書・医療事務」「サービス心理」を設置し、コースの専門ごとに推奨資格・検定を設定し、資格取得を奨励することで、学生自身が専門知識の技能の習熟レベルを知ることができ

る。

③開設されている科目の履修状況や成績状況は教務課で整理され、教務委員会だけでなく全専任教員で学修状況を点検できるようにしている。

④授業改善のために、全科目について学生による授業評価アンケートを実施し、その結果は担当教員に通知する。教員に対しても授業アンケートを実施し、教務委員会に提出する。教員は、自身のアンケートと学生による授業評価アンケートとに乖離がある場合は、教員は「授業の振り返り」票を学科長に提出することになっている。学科長は必要に応じて意見を聴いた上で、改善を指示することができるようにしている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム
該当なし

(11) 公的資金の適正管理の状況（平成 29 年度）

・公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する。

「東京経営短期大学 科学研究費取扱規程」、「東京経営短期大学 科学研究費旅行費取扱いに関する細則」、「東京経営短期大学における競争的資金の管理・監査実施基準」により、適正に管理されている。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成 27 年度～平成 29 年度）

〈理事会〉

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
理事会	7人	7人	平成27年 5月 27日	7人	100.0%	0人	2/2
		7人	平成27年 6月 19日	6人	85.7%	0人	2/2
		7人	平成27年 7月 1日	7人	100.0%	0人	2/2
		7人	平成27年 7月 23日	7人	100.0%	0人	2/2
		7人	平成27年 9月 18日	6人	85.7%	1人	3/3
		7人	平成27年 10月 23日	6人	85.7%	1人	3/3
		7人	平成27年 12月 21日	7人	100.0%	0人	3/3
		7人	平成28年 3月 3日	4人	57.1%	3人	3/3
		7人	平成28年 3月 28日	6人	85.7%	1人	3/3
		7人	平成28年 5月 19日	6人	85.7%	1人	3/3
		7人	平成28年 7月 22日	5人	71.4%	2人	3/3
		7人	平成28年 11月 11日	6人	85.7%	1人	3/3
		7人	平成28年 12月 15日	7人	100%	0人	3/3
		7人	平成29年 3月 9日	6人	85.7%	1人	2/3
		6人	平成29年 3月 9日	6人	85.7%	0人	4/5
		7人	平成29年 5月 26日	6人	85.7%	1人	5/5
		7人	平成29年 7月 20日	6人	85.7%	1人	5/5
		7人	平成29年 10月 25日	7人	100%	0人	5/5
		7人	平成29年 12月 22日	5人	71.4%	2人	5/5
		7人	平成30年 2月 23日	7人	100%	0人	4/2
		7人	平成30年 3月 28日	5人	71.4%	2人	5/5

〈評議員会〉

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員(a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評議員会	15人	15人	平成27年 5月27日	12人	80.0%	3人	2/2
		15人	平成27年 6月19日	1人	80.0%	1人	2/2
		15人	平成27年 7月 1日	15人	100.0%	0人	2/2
		15人	平成27年 7月23日	15人	100.0%	0人	2/2
		15人	平成27年 9月18日	14人	93.3%	1人	3/3
		15人	平成27年 10月23日	12人	80.0%	3人	3/3
		15人	平成27年 12月21日	15人	100.0%	0人	3/3
		15人	平成28年 3月 3日	14人	93.3%	1人	3/3
		15人	平成28年 3月28日	15人	100.0%	0人	3/3
		15人	平成28年 5月19日	13人	86.7%	2人	3/3
		15人	平成28年 7月22日	11人	73.3%	4人	3/3
		15人	平成28年 11月11日	12人	80.0%	3人	3/3
		15人	平成28年 12月15日	15人	100.0%	0人	3/3
		15人	平成29年 3月 9日	13人	86.7%	2人	2/3
		14人	平成29年 3月 9日	13人	86.7%	1人	4/5
		15人	平成29年 5月26日	12	80.0%	3人	5/5
		15人	平成29年 7月20日	12	80.0%	3人	5/5
		15人	平成29年 10月25日	13	86.7%	2人	5/5
		15人	平成29年 12月22日	12	80.0%	3人	5/5
		15人	平成30年 2月23日	13	86.7%	2人	4/5
		15人	平成30年 3月28日	13	86.7%	2人	5/5

(13) その他

上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。

特になし

2. 自己点検・評価の組織と活動

・自己点検・評価委員会

本学の自己点検・評価委員会のメンバーは以下のように構成されている。

(平成29年度)

学長	副学長	学長補佐	学科長	事務局長	図書館長	学長指名者
1名	2名	1名	2名	1名	1名	1名

※ 平成29年度は学長補佐と図書館長が重複

・自己点検・評価の組織図

別紙

・組織が機能していることの記述

平成28年4月に設置法人の変更により、新学長のリーダーシップのもとで頻繁に教育経営会議が開催されている。教育経営会議は学長の諮問機関であり、学長、副学長、学長補佐、学科長、事務局長、その他の必要な職員から構成される。テレビ会議により教育経営会議には法人管理部長も参加している。また、学科会議も毎週のように開催されている。各種員会は、教育経営会議の下に組織されている。

自己点検・評価委員会は、学長直轄の組織として独立し、自己点検・評価においては全学的な中枢として機能している。同委員会から、各種委員会、短大事務局、附属機関（教育情報センター）だけでなく、法人管理部とも連携体制をとって、全学的な点検を行い、改善に努めている。

これらの一連の取り組みは、学長のリーダーシップの下に行われてきたが、ALO担当者から短期大学基準協会等の関連団体や他大学の情報等の学内周知と共有も行われた。平成29年度は、9月に研修会を実施した。

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

基準Ⅰの自己点検・評価の概要

東京経営短期大学の建学の精神は、学校法人創志学園の精神である「挑戦と創造の教育」に基づき、常に自分自身で志を主として、自らで考え、行動を起こして志を実証していくことで、大きく成長できる人間となることをめざしている。「創志」とは、立志と行動への問いかけであり「夢・挑戦・達成」の繰り返しを「創志という生き方」の行動指針としている。

上記の文章は「学生ハンドブック」等で明確に明文化され、学生・教職員の間で共有されている。また、学外に対しては、本学のホームページや「入学案内」「学校概要」で示されている。また、専任教職員には毎年4月1日の教職員会合で、また当日の非常勤講師への教務連絡会でも確認されている。

本学としてのアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）、学科毎によるカリキュラム・ポリシー（教育課程編成の編成方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する）の3つのポリシーについても当日の両会合で確認をしている。

教育目的・目標の実現のため、経営総合学科では建学の精神を具現化する学修成果として学科内の5つのコースごとに資格検定取得を推奨し、これを教育の質の保証に繋げている。また、こども教育学科では、保育士資格と幼稚園教諭免許の取得を目指し、現場力を高めるための実習を数多く用意している。

学生に求める学習成果は学則に明確に規定されており、年度ごとの学習成果は各年度の卒業生の「資格取得状況」、「就職率」、「単位取得状況」、「各授業における成績評価」に基づいて量的・質的データとして把握している。さらに、学期の中間と終わりに実施している「学生による授業評価アンケート」と前・後期ごとに実施する「教員による授業の自己点検票」によって授業の自己分析を励行し、教員の教育力の向上に努めると同時に、次年度への改善に役立て、教育の質保証に向けた改善を図るためのPDCAサイクルを機能させている。また、FD活動で総合評価として学生の教育満足度を共有化している。

テーマ 基準 I-A 建学の精神

[基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

(a) 現状

東京経営短期大学の開設にあつては、「村田学園」の創立者、村田謙造の学園創始の精神に基づき、「近代的経営の根幹は経理事務の充実であり、『経理の道』は国民常識としてあまねく普及されなければならない」の信念のもとに、『有算者勝』を掲げ、実社会において役立つ、簿記・会計・珠算・税務に関する知識技能を有する有為な人材を育成し、我が国の発展に寄与しようとしたものである。

平成 28 年 4 月からは、教育のさらなる充実と国際化に対する一層の対応を図るため、「学校法人創志学園」に受け継がれ、『挑戦と創造の教育』に基づきこれからの社会生活に必要な幅広い教養と創造的な能力を培うとともに、多様な職業に共通する実地的な知識・技術を身に付けさせることにより、地域社会、産業社会に有為な人材を育成することを目的としている。

これを受け、本学の目的が学則第 1 条に示されている。

学則第 1 条 本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな創造的能力を涵養するとともに、実地的職業に必要な専門的能力を有する人材を育成することを目的とする。

建学の精神・教育理念を表す表現としては、ホームページや各種印刷物等で、以下のよう

東京経営短期大学の建学の精神は、学校法人創志学園の精神である「挑戦と創造の教育」に基づき、常に自分自身で志を立て、自らで考え、行動を起こして志を実証していくことで、大きく成長できる人間となることをめざします。「創志」とは、立志と行動への問いかけであり「夢・挑戦・達成」の繰り返しを「創志という生き方」の行動指針としています。ゆえに、深く専門の学芸を教授研究し、人間性豊かな創造的能力を涵養するとともに、実地的職業に必要な専門的能力を有する人材を育成することを教育理念としています。

毎年度学生に配布する「学生ハンドブック」、教職員に対しては、「教員ハンドブック」に「建学の精神・教育理念」を掲げ、学生に対しては入学前ガイダンスやオリエンテーションにおいて、教職員に対しては、4 月 1 日の教職員会合において、学長からの確認がなされている。非常勤講師に対しても、同日に行われた教務事項連絡会で建学の精神・教育理念について、資料を配布し説明している。

学外に対しては、不特定対象としてホームページ、資料請求者や学校見学者には「入学案内」、来客者・求人企業用の「学校概要」で明らかにしている。

(b) 課題

設置法人変更から 1 年が経過し 2 年目となり、ゼミナールや学内行事・資格取得の奨励等における指導を通して繰り返し周知を図っているが、現状で満足する学生も多くみられることから、さらに浸透させるための対策を講じる必要がある。

「建学の精神」と、カリキュラム等の教育プログラムとの関連性を明確にする。

行動指針としての「夢・挑戦・達成」の理解に向けて、資格検定試験対策の充実をあげ、資格取得を奨励する計画である。

テーマ 基準 I・B 教育の効果

[基準 I・B-1 教育目的・目標が確立している。]

(a) 現状

経営総合学科の教育目的・目標は、以下のように明示されている。

2 年間の完成教育を掲げ、これからの社会生活に必要な幅広い教養と創造的な能力を培うとともに、経営、経理、情報、税務、医療秘書、販売等に関連する多様な職種に必要とされる実地的な知識・技術を有する人材を育成する。

これからの社会生活に必要な幅広い教養を培うとともに、多様な職業に共通する実地的な知識・技能を身に付けさせることにより、地域社会、産業社会に有為な人材を育成する。

上記の教育目的・目標は、建学の精神の中の「時代の流れを的確に察知する」の部分、及び、「実践的知識技能を有する有為な人材を育成し、もって社会に貢献する」の部分をも具体的に示したものである。

経営総合学科の教育目的・目標は、「2 年間の完成教育」の部分において 2 年間で確実に学習成果をあげることを宣言し、学習成果の内容は具体的に「幅広い教養」、「創造的な能力」、「経営、経理、情報、税務、医療秘書、販売等に関連する多様な職種に必要とされる実地的な知識・技術」と明記している。

「経営、経理、情報、税務、医療秘書、販売等」のさらに具体的な学習成果については、経営総合学科に 5 つのコースを設け、コースごとの教育目標を掲げることにより明示している。

経営総合学科は、ほぼ毎年のようにカリキュラム改正を継続的に進めた。学生の勉学志向に合わせた総合的な履修方法であるバイキング形式から、5 コースを設定した専門科目の見直しをした。

こども教育学科の教育理念、教育目標については、教育理念に基づいた求める養成する人物像として以下の 3 点を挙げている。

① 現場のニーズに応えられる保育士・幼稚園教諭としての資質・能力

保育士・幼稚園教諭として、子どもの心身の発達に応じて育ちを支援できる知識と保育技術を持ち、子どもの実態や取り巻く状況の変化に則して対応できる人材であることはもちろんのこと、子どもたちから信頼され、保護者や地域社会との関わりの中でコミュニケーションを図り、多様な保育ニーズへの対応と地域の子育て家庭への支援ができる「保育実践力」を身につけ、自ら考え行動することができる即戦力となる人材養成。

② 子どもの表現力を引き出すことができる保育士・幼稚園教諭としての資質・能力
子どもの表現力を育むにあたっては、保育士・幼稚園教諭自身に子どもの感性を刺激する表現力が求められる。そのため、豊富な遊びや運動を通して感じたことや考えたことを学生自らが表現することで子どもの表現に気づき、子どもの心と体を育みながら、豊かな創造力と表現力を引き出すことができる能力を身につけた人材養成。

③ 子ども、保護者と関わるカウンセリングマインドを身につけた保育士・幼稚園教諭としての資質・能力

園と家庭のそれぞれの環境において子どもの様子や体調を把握するためには、保護者とのコミュニケーションが重要である。また、保育活動のあらゆる場面において子どもと保護者に積極的に関わりながら観察し、保護者の視点に立って子どもの養育を考えるとともに、子どもに寄り添い、子育てに不安を抱える保護者・家庭を支援し、子どもの心と身体の育ちをサポートできる「カウンセリングマインド」を身につけた人材養成

2つの学科の教育目的・教育目標はホームページ及び「入学案内」に示し、学内外に表明している。学生に対しては「学生ハンドブック」に示しオリエンテーション時に副学長、学科長から確認し、教職員に対しては、「教員ハンドブック」に記載し、周知している。

(b) 課題

経営総合学科では、H30年度カリキュラムから5コースを3コースへ再編成し、目的意識が高い学生（会計税務、医療事務）、将来の自分を見つけない学生（総合ビジネス）と位置付け、コース選択必修を廃止し、ユニット制を導入する。

[基準 I・B・2 学習成果を定めている]

(a) 現状

学習成果は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき規定されている。建学の精神の基となっている「夢・挑戦・達成」を具現化する学習成果として、本学では資格取得を奨励している。

経営総合学科の教育目的・目標に掲げられた「幅広い教養」、「創造的な能力」、「経営、経理、情報、税務、医療秘書、販売等に関連する多様な職種に必要とされる実地的な知識・技術」等の学習成果は、各コースが2年間で取得すべき資格として具体的に示されている。学生一人ひとりの資格・検定結果は、データベース化され、教職員がデータを共有することで、学生の資格指導体制を強化している。また、本人の承諾を得て、学内掲示板に合格者名を発表し、学生のより一層の向学の一助としている。合格率は、ホームページでも公表されている。

なお、推奨する資格は、専任教員だけでなく非常勤講師の意見も聴取して、定期的に教務委員会で点検している。

こども教育学科の「教育目的」として、① 現場のニーズに応えられる保育士・幼稚園教諭としての資質・能力、② 子どもの表現力を引き出すことができる保育士・幼稚園教諭としての資質・能力③ 子ども、保護者と関わるカウンセリングマインドを身につけた保育士・幼稚園教諭としての資質・能力を掲げ、学生が学修を通してこれらの能力を身につけることを学習成果として記している。

また、本学の学則には、卒業に必要な単位数として必修科目および選択科目とを併せて62単位以上を修得することが定められている。さらに、単位の認定には、当該科目の開講時間数の3分の2以上の授業に出席して試験に合格することが条件となっており、試験等による評価はS、A、B、C、Dをもって表し、C評価（60点）以上を合格とすると定められている。なお、各年度の学習成果は自己点検評価報告書をホームページに掲載することによって学内外に公表している。

(b) 課題

目標に掲げた学習成果へ導くためには、カリキュラムの工夫が必要である。そのために、「単位取得状況」、「資格取得状況」、「進学・進路状況」等に関する数値データに基づいて点検を定期的にう必要がある。また、資格取得とともに人間としての成長という目標を実現するための方策も具体的な形で示されなければならない。

[基準 I・B・3 教育の質を保証している。]

(a) 現状

本学は、文部科学省および厚生労働省からの通達、学校教育法、児童福祉法、短期大学設置基準等の関係法規の変更を適宜確認して法令遵守に努めている。また、日本私立短期大学協会、千葉県私立短期大学協会に加盟し、定期総会等に積極的に参加して情報の収集にあたり、学内では教育経営会議ならびに各学科会議を通して情報の周知を図るとともに、教育課程の改善等に役立てている。

教育の質保証に関しては、主に FD 活動とゼミナールと関連して実施されるプログラムに対する感想文やアンケートを通して、教育の内容・方法と授業改善を研究している。なお、平成 29 年度から学生による授業評価アンケートは、前期中間・前期末、後期中間・後期末の年 4 回実施することとし、個々の授業改善に役立っている。

なお、平成 23 年度より『講義概要』(シラバス)では、PDCA システムを整備している。シラバスには各科目の目的と到達目標を示し(Plan)、随時学生の学習成果を試験、レポート、取り組み状況等で測定している(Do)。「教員による授業の自己点検票」を前・後期ごとの実施し、学生による「授業評価アンケート」との整合性を確認し(Check)、授業の自己分析を励行し、教員の教育力の向上に努めている(Action)。また、FD 活動で総合評価として学生の教育満足度を示している。

これまでの PDCA システムでの Check と Action は、個々の教員に委ねられていた。しかし、チェックとアクション体制を整えるため、学生による「授業評価アンケート」と「教員による授業の自己点検票」との乖離状況を「授業の振り返り」として考察し、学科長にその提出を課した。また、平成 26 年度 FD 活動からは、各教員の授業方法や工夫についての発表を課し、教員の教育力の向上に努めている。

こども教育学科では、幼稚園及び保育所等における実習計画を実習施設との日程調整により、保育実習ⅠA(1 年次 9 月)、保育実習ⅠB 施設(1 年次 2 月)、選択必修の保育実習ⅡもしくはⅢ(2 年次 9 月)、教育実習Ⅰ・Ⅱ(2 年次 6 月)に実施している。

更に、保育士資格と幼稚園免許のダブル免許取得だけでなく、子育て支援プロジェクトリーダー・乳幼児ケアヘルパー(基礎・ピアヘルパーや保育英語検定・おもちゃインストラクター・の保育関連資格を始めとして、簿記検定・MOS 検定・英語検定・TOEIC 等多くの資格取得が可能とするカリキュラムを整備している。また、社会人としてのマナー(ビジネスマナーやホスピタリティ研修)の修得や、保育・教育実習前の準備として短大近隣の 7 つの保育園(リサ保育園・佐倉保育園・海神南保育園・海風保育園・わたぐも保育園・ローゼンかみやま保育園・こでまり保育園)への定期的なボランティア実習、及び本学園系列の「大倉山元気の泉保育園」での 1 日実習等、実践力を培う魅力あるカリキュラムを整備してきた。

(b) 課題

本学はこれまで学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令を遵守して大学運営を行ってきた。学生による授業評価アンケート及び教員による授業の自己点検票による授業振り返りを中心に教育力の向上に務めているが、科目によっては履修者が数名の場合もあるため、学生による授業評価では、無記名であるにもかかわらず、回答者が特定できる場合が

あるので、学生と教員の関係性が懸念される場合がある。

教員の研究成果や研究実績が、教育現場だけでなく社会でどのように還元されているかを評価すると共に、教育と研究を通じて社会の活性化に繋がる仕組みを構築する。

また、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の方法について、短期大学、各学科における教育課程、科目・授業ごとに明確にし、さらなる教育の質保証に向けた改善を図るための PDCA サイクルが望まれる。

基準 I-B 教育の効果の改善計画

平成 26 年度以降の FD 活動を推し進め、教員相互による授業参観と教育手法の公開等、今後にかかる改善方法を継続的にを行い、PDCA のサイクルに活かす計画である。

教員の研究成果や研究実績をホームページ上でも公開し、教育と研究を通じた社会貢献を推し進める。

卒業生の学修成果や社会からの評価については、キャリアセンター、キャリア塾、進路委員会と連携して把握する努力を続けて、教育の質を点検して行く。

テーマ 基準 I-C 自己点検・評価

[基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。]

(a) 現状

学則第 2 条第 1 項には、「本学は教育水準の向上を図り、その目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う」と規定されている。本学の自己点検・評価活動の組織として、東京経営短期大学学則第 2 条に基づいた自己点検・評価委員会規程により、自己点検・評価委員会が設置されている。自己点検・評価委員会は、自己点検・評価報告書、教員研究業績報告書及び教員個人調書履歴書の作成、学生による授業評価アンケートや卒業生アンケートの実施・分析・公表、教員による自己点検の実施・分析・公表、FD・SD 懇談会の実施等について審議し、各部署の協力のもと自己点検・評価活動を展開している。

(b) 課題

自己点検・評価活動のうち、FD 規程、SD 規程、外部評価規程が未整備である。これらの規程の整備及び既存規程を見直しが急務である。学生による授業評価アンケートでの学生の意見・要望については、自己点検・評価委員会が作成した回答を学生に公表しているが、今後は、関係部署が回答を作成することで、全教職員の関与の割合が一層高まると思われる。現在、SD については、教職共同の観点から全教職員が参加しているが、FD においては、専任教員のみで実施されている。今後は職員や非常勤講師が参加できる体制を整えることが必要である。自己点検・評価の成果の活用については、未だ不十分な面がある。

基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

自己点検・評価活動の「FD 規程」、「SD 規程」、「外部評価規程」の規程を整備し、事務職員及び非常勤講師にも、FD への参加を呼びかける。また、自己点検・評価の方法そのも

のを改めて検討することによって学内業務の問題点を浮き彫りにできるようにして、さらなる改善に取り組む必要がある。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

学生ハンドブック、大学案内、ホームページに「建学の精神」・「教育理念」・「教育目的」・「教育目標」「アドミッションポリシー」「カリキュラムポリシー」「ディプロマポリシー」をまとめて掲載している。建学の精神に基づいた教育理念・理想を達成するため、今後も学内外への表明の方法とその達成を評価する方法について検討が必要である。

平成 26 年度より本学を卒業した学生及び就職企業へのアンケート調査を開始したが未だ十分とは言えない。就職後の職場で本学の建学の精神と整合性がある取り組みをしているかどうかを含め、多角的な視点による点検を継続的に取り組まなければならない。

◇ 基準Ⅰについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

特になし

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

基準Ⅱの自己点検・評価の概要

本学における教育課程と学生支援に対する現状と課題は以下の通りである。

「建学の精神」に掲げる人材の育成を目指し、教育の理念、教育の目的・目標のもと、教育に取り組んできた。そして、平成 25 年に、時代に促したより実施的な教育の提供のために、3つのポリシーを整備し、各種媒体やガイダンス、説明会を通して周知されている。学位授与の方針（ディプロマポリシー）と入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）についてはそれぞれの学科の学習成果に対応しており、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）は学位授与の方針に対応して体系的に編成されている。今後は、学位授与の方針が社会的・国際的に通用性のあるものか否かについて定期的に検討するとともに、入学前の学習を促すために、高等学校で学習しておくことが望ましい科目等についてもアドミッションポリシーに明記する必要がある。

本学の学習成果については、GPA等による成績評価方法を導入しているがさらなる検討が必要である。「成績表」に記載されている GPA に基づいて、学習成果の実際的価値を学生に対して示すことが必要である。

多様化する学生を考慮して、1・2年次のゼミナールの強化と、カリキュラムの可視化をはかるためのカリキュラムマップの整理や成績評価の標準化を検討しなければならない。

また、教育の質保証や学生支援のための教職員の能力向上については、FD・SD 活動を通して取り組んでいるが、FD・SD 活動の充実とともに、非常勤講師やパートタイムの職員も FD・SD 活動へ積極的に参加できる体制を整えることが課題である。

教育においては、入学前の事前学習やオリエンテーション、ゼミナールによって、短期大学の学修への転換を円滑に行えるようにしている。また、学科やコース特性にあわせて

推奨する資格を定め、資格取得と授業を直結させたカリキュラムを取り入れるほか、学科コースを超えて資格が取れるようにしている。

学習成果の内、知識や技能については学科、コースごとに示される資格・検定の合格率によって把握できるが、実証的な価値について、検証しなければならない。

就職直後の離職者をなくするため、就職先の企業の求人内容を把握し学生への情報を的確に伝える事が課題である。

学生の健全育成に資するため、ゼミナール担当教員においては、クラス担任としての役割を持ち、様々な学生指導を行えるようにしている。また、学科会議を通して組織的に活動できるよう対策を講じている。事務職員においても、それぞれの業務遂行の過程での学生対応については、社会人育成の観点からの助言・指導を徹底している。

学生の進路支援では、キャリアセンター、キャリア塾、ゼミナール担当教員が当たる他、ハローワーク職員にも学内での就職支援業務を依頼している。また、安心して進路決定から活動に臨めるようなカリキュラムを編成し、対応する授業科目を配置している。しかし、基礎学力の不足する学生への対応や進路の希望が定まらない学生、教職員の呼びかけに応じない学生が若干見受けられる。また、留学生については、非漢字圏出身者の増加傾向があり、日本での就職希望も増えていることから、教職員による総合的な対応が求められる。

卒業後の修学に対する満足度調査や企業アンケートを充実し、受験生獲得の厳しい状況を踏まえて、教育課程全体の見直しと社会から支持される短期大学のあり方をさらに検討する。

限られた人員と設備を補うため、教職員のFD、SD活動の充実と、非常勤講師・職員との協力体制を密にする。また、事務職員については、業務が担当者に左右されることがないように、標準化と可視化を進め、限られた人員でも業務が遂行できるよう合理化を計る。とりわけ、非漢字圏の言語や文化に通じた職員の配置が急務である。

入試の時期や居住地によって異なってしまう新入学生に対する入学前の事前学習や情報提供に対して十分な対応を行うため、課題や情報発信の頻度を高める。また、留学生に対しては、受験後の動向を調査し、事前学習の実施について検討する。

テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程

[基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

(a) 現状

設置法人変更に伴い平成 28 年度から新しい建学の精神に基づいて、3 つのポリシーが位置付けられている。「これからの社会生活に必要な幅広い教養と創造的な能力を持ち、経営、経理、情報、税務、医療秘書、販売等に関連する多様な職種に必要とされる実地的な知識・技術を身につけている」という学習成果を示し、加えて、本学の 5 つのコースでは、それぞれの専門分野で就職に直結した資格試験合格をサポートし、取得をめざす資格・検定目標を設定しているが、特に資格取得については卒業要件としていない。

「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は、本学の培ってきた社会的に通用する実学教育の成果を基に、「建学の精神」による目指す社会的貢献を果たすために学生の習得すべき能力を明示している。

経営総合学科で以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（経営総合）の学位を授与します。

- 1 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけている。
- 2 各コースにおける体系的学習とコースを横断する学際的学習を通して、実践的知識技能を身につけている。
- 3 経済社会の動向に関心を持ち、修得した知識・技能・資格をもとに、問題解決に向けて行動することができる。

卒業の要件については、学則第 21 条及び第 26 条により 62 単位の取得としている。また、5 つのコースに推奨科目を起き各コースにおける専門知識・技能の学習成果に対応させている。資格取得・実学系の短期大学として、教養系科目を充実させて教育を行っており、多方面にわたる就職実績や有効求人数から、本学における学修は広く社会から評価されていると言えよう。

こども教育学科で以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修めた学生に卒業を認定し、短期大学士（こども教育学）の学位を授与します。

1. 多様な価値観を認め、社会人として必要な教養を身につけてパソコン操作や文書作成等の事務スキルとビジネスマナー等をはじめ、状況に応じて笑顔で柔軟に対応できる社会人基礎力を磨き、自ら進んで考え動くことができる「現場力」と園運営をサポートできるマネジメント力を備えている。
2. 豊富な遊びや運動を通じて、感じたことや考えたことを自分なりに表現し、自らの豊かな感性や表現する力を養い、子どもの心身を育みながら、子どもの豊かな表現力を引き出す力を有する。
3. 子どもと保護者の心に寄り添い、子育てに不安を抱える家庭を支援し、子どもの心と身体の発達をサポートするための専門的な知識と技術を有する。

卒業の要件については、学則第 21 条及び第 26 条により 62 単位の取得としているが、幼稚園免許と保育士資格の取得を目指す履修単位数は 86 単位となるが、保育士資格と

幼稚園免許の2つの取得が負担なくできるように必修科目と選択科目を設置し、履修モデルを作成している。

成績評価の基準については、学則及び試験規程に定め学生にも示しているが、評価基準を見直し、平成25年度入学生より、「優」の上位評価として「秀」を置くこととした。また、学則24条から26条で認定される科目の評価として「認」を置きこと、不合格者の表記についてもその理由がわかるように表記することとした。学則23条により、「秀・優・良・可・再・不・欠・放」をもって評価し、「可」以上を合格としている。また、試験規程第7条により、秀（100～95点）、優（94～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、再（59～50点）、不（49～0点）、欠（試験未受験）、放（出席不足）としている。成績の評価方法については、試験規程に基づいて科目に応じて適宜講義概要（シラバス）に明記された基準に基づいて評価し、決定している。

講義概要（シラバス）には「成績評価の方法・基準」という項目を設け、何が評価の対象となるか特定しているが、評価基準については、「達成目標・到達目標」の項目を設けることで授業担当教員に委ねている。

本学の経営総合学科卒業による「短期大学士（経営総合）」、こども教育学科卒業による「短期大学士（こども教育学）」の学位は、学校教育法第104条3項に基づき、東京経営短期大学学則第26条、第27条、第28条によって授与している。これらのことは、学生ハンドブックや講義概要（シラバス）、4月のオリエンテーションにより周知している。

教育理念や教育目標、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）・教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）とそれに伴う入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）等、社会情勢の変化、社会的ニーズを踏まえ、法令に照らしながら、自己点検・評価委員会、教務委員会、学科会議等で検討し、必要に応じて学長に上申することとしている。

(b) 課題

学修成果の判定基準については、学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーに基づく到達目標・達成目標としての指標を基準としており、免許・資格取得による学修成果の確認はできるものの、質的判定のための明確な基準はない。そのために、本学の求める能力を評価する基準と方法を策定しなければならない。

[基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

(a) 現状

本学の教育課程編成・実施の方針は、カリキュラム・ポリシーとして、「建学の精神と教育理念」、「入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）」、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」とともに学生ハンドブックに明記されている。この「教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）」は「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」対応していると同時に、学科およびコースの学習に対応する授業科目を体系的に編成している。また、成績評価は教育の質保証に向けて厳格に対応している。今後は、引き続き本学の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」が学習成果に十分対応したものとなっているか検証する必要がある。

経営総合学科の「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」は、ハンドブックに以下のように規定されている。

《経営総合学科》

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

本学科では、建学の精神と教育理念に基づき、経営総合学科に「医療秘書・医療事務」「サービス心理」「現代ビジネス」「会計税務」「オフィス事務」の五つのコースを設置し、以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成しています。

1. 基本的な学習能力と多様な基礎知識を身につけるために、また、専門的な知識や技能を体系的に学ぶために、「必修科目」のほかに「選択必修科目」と「選択科目」を設けています。
2. 少人数制のゼミナールでは、社会人として必要な人間力の育成や進路支援などをきめ細やかに行う「基礎ゼミナール」と共に、各自の進路と関連した専門知識や資格取得を目指す「専門ゼミナール」を設けています。
3. 広い視野と創造的能力を培うために、所属するコース以外の科目を自由に選択・履修できるものとし、進路選択に関連した資格の取得を奨励します。

本学の教育課程編成・実施の方針は、ディプロマポリシーに示された3つの能力を身につけるために、学問領域を横断的に履修して短期大学士としての教養を養うとともに専門科目の学習のための基礎学力を養うことを目的とした「基礎教養科目」と、各種の資格取得を目指す専門的能力を身につけるための「専門科目」から構成されている。したがって、本学の教育課程は学位授与の方針に対応するものとなっている。

また、こども教育学科における「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」も、ハンドブックに以下のように規定されている。

《こども教育学科》

本学科では、建学の精神と教育理念に基づき、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成しています。

1. 保育士資格と幼稚園教諭免許の取得を目指して、保育・幼児教育に必要な基礎知識を学び、自ら進んで考えて動くことができる保育実践力、状況に応じて笑顔で柔軟に対応できる現場力に加え、コミュニケーションスキル等の社会人基礎力を有する人材養成を目指します。
2. 豊富な遊びや運動をとおして、感じたことや考えたことを自分なりに表現し、子

どもの心身を育みながら、現場のニーズに応えられる能力や子どもの表現力を引き出すことができる能力を身につけられる人材養成を目指します

3. 子どもの心と身体の発達をサポートし、子どもや保護者の心に寄り添うことができるマインド、子育てに不安を抱える家庭との相談技術を有する人材養成を目指します。

学則第19条の別表第2に「こども教育学科 資格に関する科目」として示されている教育課程には、幼稚園教諭二種免許状の取得に必要な科目と保育士資格の取得に必要な科目がまとめられており、これによってこの学科に所属する学生は幼稚園教諭と保育士の免許および資格の取得が可能になっている。

[基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

(a) 現状

本学の入学者受け入れの方針は学科毎に指定する学習成果に対応し、入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に基づいて、単に受験生の知識の有無を問うのではなく、思考力・判断力・表現力等の潜在的可能性を評価できるように、面接を重視した方法となっている。したがって、本学の入学者選抜の方法は入学者受け入れの方針に対応したものとなっている。

(a) 現状

本学の入学者受け入れの方針は、アドミッションポリシーとして、学生ハンドブック及び学生募集要項に学科毎に以下のように記載されている。

《経営総合学科》

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

経営総合学科では、本学の建学の精神と教育理念に共感し、自ら考え行動しようとする学習意欲が高い学生を求めています。

【求める学生像】

1. 自ら考え行動する意欲を持った人
2. 将来の夢を持ち、その実現に向けて努力できる人
3. 社会人としての基礎力と、職業人としての実務能力を身につけたい人

《こども教育学科》

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

こども教育学科では、本学の建学の精神と教育理念に共感し、自ら考え行動しようとする学習意欲が高い学生を求めています。

【求める学生像】

1. 自ら考え行動する意欲を持った人
2. こどもの成長に関わる仕事へ夢を持ち、その実現に向けて努力できる人
3. 社会人としての基礎力と、職業人としての実務能力を身につけたい人

本学では、「夢・挑戦・達成」の行動指針に基づき、学生が学修を通してこれらの能力を身につけることを学習成果とみなしている。

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、入学後の2年間で着実に学習成果を上げる学生を受け入れる内容のものであり、「入学案内」とホームページに「求める学生像」として示すことにより、入学希望者に対して広く周知している。オープンキャンパスでは、全体の入試説明や個別相談、の場において繰り返し説明している。

本学の入学者選抜試験は、指定校入試、推薦入試、AO入試、一般入試、留学生入試の5つの選抜方法で実施し、いずれの試験も入学者受け入れの方針に基づいて、単に受験生の知識の有無を問うだけでなく、思考力・判断力・表現力等の潜在的可能性を評価できるように、面接を重視した試験となっている。

このようなことから、本学ではすべての入学者選抜試験（指定校、推薦、AO、一般入試）において面接を課している。面接は、学長による集団面接と専任教員による個人面接が行われる。面接時には、学習意欲と卒業後の進路を必ず問い、アドミッション・ポリシーに

合致しているかの確認をしている。

入学者の多くは、各種推薦入試、AO 入試の学生が多いこともあり、出身学校からの調査書を通して、入学前の学習成果を把握している。

(b) 課題

少子化の影響を受け、受験生の獲得に対して厳しい状況が続いている事を踏まえ、入学動機と2年間の学習成果の把握・評価及び卒業後の本学での修学の満足度を総合的に点検して、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の再検討が必要である。

また、出身学校からの調査書を通して、入学前の学習成果を把握しているが、入学者受け入れの方針においても、入学前の学習成果として「一定レベルの学力」と入学前の学習を促すために、高等学校で学習しておくことが望ましい科目等について具体的な学習内容と科目を明記することが必要である。

[基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

(a) 現状

学習成果は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき規定されている。

経営総合学科においては、5つのコースごとに設定された2年間での到達目標として、目指す資格・検定を掲げている。そうすることで段階的に検定試験が受けられ、さらに、学習者のレベルに合わせて目指す資格・検定を受験できる教育課程が編成されているので、学習成果については達成可能である。つまり、目指すべき資格・検定試験にあわせて科目配置がされているため、一定期間内での学習成果の獲得は可能であり、学習成果は、以下に示す各種資格・検定の合格率や単位認定状況として把握されている。また、これらは、受験率（興味・関心・意欲）と合格率（理解度）から学習成果の査定（アセスメント）としても用いられる。

資格取得状況 （検定の一部を掲載）

資格名	H28 年度			H29 年度		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
(1) 日商簿記検定 2・3 級	87 人	32 人	37 %	134 人	63 人	47 %
(2) 全経簿記能力検定 1 級	12 人	7 人	58 %	12 人	5 人	42 %
(3) 消費税法能力検定 1・2 級	8 人	7 人	88 %	6 人	4 人	67 %
(4) 各種税法能力検定 1・2 級	25 人	14 人	56 %	13 人	8 人	62 %
(5) メディカルクラーク	18 人	18 人	100 %	19 人	13 人	68 %
(6) 秘書検定準 1・2 級	28 人	10 人	36 %	24 人	9 人	38 %
(7) FP2・3 級	-	-	-	34 人	15 人	44 %

こども教育学科においては、保育士資格と幼稚園免許のダブル免許取得だけでなく、子育て支援プロジェクトリーダー・乳幼児ケアヘルパー（基礎・ピアヘルパーや保育英語検定・おもちゃインストラクターの保育関連資格を始めとして、簿記検定・MOS 検定・英語検定・TOEIC 等多くの資格取得が可能とするカリキュラムを整備するとともに、保育・教

育実習前の準備として短大近隣の7つの保育園（リサ保育園・佐倉保育園・海神南保育園・海風保育園・わたぐも保育園・ローゼンかみやま保育園・こでまり保育園）への定期的なボランティア実習、本学園系列の「大倉山元気の泉保育園」での1日実習、子育て支援ひろば等、実践力の培う魅力あるカリキュラムが整えられている。

全学をあげて、学期終了時には、授業評価として授業アンケートを実施し、その中で学習の成果について質問しており、科目毎の学習成果として査定している。

(b) 課題

5 コースごとの設定が目指す資格・検定の本学合格率と全国平均合格率の比較や本学の推奨する資格・検定が実際的な価値をどれほど有するのかを検証しなければならない。

授業アンケートとして科目毎の学習成果の到達度は整理されているが、学生一人ひとりに対しての到達度を示していないため、成績表とは別に各自が学期・年度を通して振り返りができるような学習成果を確認できる資料の作成が課題と言える。

[基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

(a) 現状

卒業生の進路先からの評価は、①キャリアセンター職員が各企業等を訪問した際の聞き取り、②学内で実施する合同企業説明会等の機会に教職員が人事担当者から聴取する、③企業様来校時に聞き取りをする方法をとっている。

「学生時代に資格をたくさん取っている」「接客のスキルが高い」等の評価を受けることが多く、評価はおおむね良好である。また、数社から毎年求人があり、採用実績を重ねている企業が多いことから、卒業生の評価は概ね良好であると推測される。

こども教育学科では、教育課程に定められた資格取得のための実習における訪問指導の機会を利用して、担当教員が実習先の幼稚園・保育所・施設等を訪問しての調査を予定している。これらの調査結果は学科会議での報告を義務化し、次年度の教育課程の改善にむけた資料として活用したい。

平成31年3月には卒業生も出ることから夏休みの時期に「卒業生へのアンケート調査」と「就職先へのアンケート調査」が実施できるよう内容を検討したい。

(b) 課題

平成29年度においては、卒業生・就職先へのアンケート調査ができなかったこともあり、キャリアセンターが中心となってキャリア塾・ゼミ担で、アンケート調査について検討していくことが課題である。また、26年度に実施したアンケート調査における回収率が低かったこともあり、卒業生の現況をよりの確に把握できるようにするためにも回収率を上げる工夫が必要であると考えられる。

テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援

[基準Ⅱ-B-1 学科・専攻ならびにコースの学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

(a) 現状

教員は講義概要で科目の学習目標を明示し、成績評価を行っている。

学則第21条および第22条には、単位の認定及び学習の評価について以下のように規定されている。

単位の授与：別に定めるところにより、授業科目を履修し、その試験等に合格した者には所定の単位を与える。

学習の評価：試験等の評価は、秀、優、良、可、再、不、欠、放をもって表し、可以上を合格とする。

加えて、試験規程第3条3項で、授業の出席時間が、原則として、授業時間数の3分の2に満たない科目は試験を受けることができないとされている。

また、授業における学習評価の具体的な方法は授業科目ごとにシラバスに明記されており、担当教員は学則ならびにシラバスに明記された評価基準にしたがって学生の学習成果を厳格に評価している。

「学生による授業評価アンケート」はFD・SD委員会が中心となって、前期中間・終了時と後期中間・終了時に行われており、その集計結果は学科会議に報告されて、学科全体

の状況を授業担当者間で共有できるようにしている。アンケート結果は短大及び学科全体の平均値と対照するかたちで各授業担当教員にフィードバックし、PDCA サイクルの共通理解を深めるとともに、「前期・後期の授業の振り返り」用紙に、①アンケート集計結果と「教員による授業の自己点検票」とを対比し大きな乖離があるものについて考えられる原因及びその対応策、②授業を通して受講生ができるようになったこと、③当初の到達・達成目標がうまく達成できなかった場合それを妨げる要因、を記入し、学科長に提出し授業改善を図っている。

FD 活動においては教育職員のみでの活動で行っている。そこでは、学生の状況や授業方針等について確認している。そしてこれらは次年度の授業に反映させている。

平成 29 年度の FD 研修会のテーマは「FD 活動について」、「本学のアセスメントと今後の予定」「後期に向けての授業改善について」であった。

本学の SD 活動は、原則として全教職員が参加して実施している。事務局では SD とは別に月 1 回の事務連絡会を開催し、業務の遂行に努めている。

事務職員はそれぞれの所属部署の業務を通して、学生個々の学習成果獲得に向けての経過状況を把握しており、十分に責任を果たしていると言える。

学務部教務課においては、『講義概要』・『学生ハンドブック』の編集作業、在籍管理や成績管理、教室の手配やマイク等の音響設備の管理などの業務を遂行し、教員と共に学生の履修指導や相談にもあたっている。また、本学の前・後期の成績発表は、ゼミナール担当者が各学生に個別配布する形をとっているが、成績表作成の段階において教務課職員は個々の学生の単位取得状況のチェックを行っており、問題のある学生については早めにゼミナール担当者に情報提供をするとともに、場合によっては呼び出しての個別指導も行っている。

本学では、5 コースそれぞれに推奨する検定・資格試験を設けており、本学が試験会場となる検定試験も少なくない。そのため、受験の申込み、会場の準備、実施要項の作成、合格発表から合格証書の配布までの一連の作業を事務局で行っている。

事務職員の窓口における学生対応は、教育現場との認識のもとに、社会人育成の観点から単なる対応で終ることなく指導の場であるとの意識を持って接しており、広義の意味においての学習成果の獲得に向けての責任ある指導体制が整えられている。

学生の履修や卒業に至るまでの支援として、事務局の中では教務課と学生課及び進路部が最前線の部署として深く関わっており、履修相談や奨学金、進路相談などをとおして学生一人ひとりに対して親身な助言・指導を行っている。また、総務部においても経済的に困窮している学生の学納金納入にあたり、個別相談をとおして卒業に至るまでのサポートを行っている。

このように、事務職員はそれぞれの部署をとおして学生支援に深く係わっており、それぞれの業務遂行の過程で個々の学生に対して、社会人育成の観点から親身な助言・指導を行っている。

教職員は、学科・専攻ならびにコースの学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

本学では全教職員に一人一台のコンピュータを供し、教職員の授業準備や事務処理が円滑に行える環境を整えている。また全教職員に電子メールのアカウントを発行しており、

学内業務に関わる電子的通信に利用するのみならず、電子メールシステムに備わるクラウド・コンピューティング機能をもちいた教職員間の情報共有や学生からの電子的課題提出等に利用されている。この他に学生成績管理用サーバを導入し、学生の成績管理を電子的に行っている。学内 LAN を経由して学外及び学内のネットワークにアクセスできるコンピュータを所有し、授業や業務に活用している。これらのインターネット関連機器の管理のために、本学には教育情報センターが常設されている。学内のコンピュータ環境は、教育研究情報センターが技術支援等を行っており、とくに大規模なシステム更新時には教員向け講習会を実施し、利用技術の習得をサポートしている。その他、教職員への個別支援指導を定常的に行っている。

全学生に電子メールアカウントを発行しており、各種授業の課題提出や学生教職員間の連絡、就職活動等に活用されている。また本学が利用している電子メールシステムはクラウド・コンピューティング機能を備えており、授業等で作成したデータは電子メール上に保存管理する方法を取っている。さらに学内には、学生が使用できるインターネットに接続されたコンピュータが、図書館に 5 台、3 つの PC 室にはそれぞれ教員用のコンピュータが 1 台、学生用が 40 台ずつ設置されている。

本学では、図書館の運営を円滑に行うために図書委員会を設置している。図書委員会は図書館長、学科から選出された委員、図書館司書から構成され、学生の学習成果達成を支援するために、学生および教職員の図書館の利用に関するさまざまな問題の解決に当たっている。また図書館司書は、図書委員会と連携して図書館ガイダンス・推薦図書の告知・レファレンスサービスの提供などを行っている。

図書館では、新入生に対して、入学当初のオリエンテーション期間に、図書館ツアーを実施し、図書館司書等が図書・視聴覚資料の貸出しだけでなく、学習相談にも対応していることを伝えている。また、図書や視聴覚資料の利用に応じてスタンプを捺し、スタンプ数に応じて特典を付与している。さらに、夏季休業期間等の休暇中には、図書貸出冊数を通常の 3 冊から 5 冊に変更し、長期貸出を実施している。

(b) 課題

FD 懇談会や授業アンケートは実施しているが、さらなる教員の授業、教育方法の改善についての努力が求められる。特に今後は、学内教職員を講師とした FD・SD 研修だけでなく、外部講師を積極的に活用した研修にも力を入れ、教員と事務職員が協働して学生指導の質を向上させていく必要がある。また、より明確な学生の学習成果の把握という観点から、専任・非常勤講師間の協力体制を密にするとともに、非常勤講師も FD 活動へ積極的に参加できる体制を整えることが課題である。

[基準Ⅱ・B・2 学科・専攻ならびにコースの学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

(a) 現状

入学予定者の事前学習におけるスクーリング時において各学科で学科の特長そこでの学びについて説明を行い、入学後のガイダンスで『学生ハンドブック』や『講義概要』を配布し、経営総合学科では最終的なコース選択の情報と詳細なカリキュラム説明を行なっている。

年度はじめの新入生を対象としたオリエンテーションでは履修方法と取得できる資格等の説明を行い、各学科の教育目的とコースの教育目標および学習成果について周知を図っている。新入生には、このオリエンテーション期間中に履修方法に関する説明を行い、履修登録が円滑に行えるよう指導している。学生には、その後、1 週間の変更期間と確認期間を経て履修登録を完了させている。また、後期授業が始まる前にも後期オリエンテーションを実施し、登録科目の確認変更の期間を設け、履修漏れが内容指導している。

入学後に行われるオリエンテーション・キャンプ（1泊2日）では、全新生と全専任教員、学務部職員が参加する。この行事は、新入生同士、教職員とのレクリエーションや歓談等の交流を通して、学生生活をスムーズに始めるための役割を果たす他、学生の動向を知る機会とも言える。

オリエンテーション、オリエンテーション・キャンプ、そして最初のゼミナールにおいては、学修の動機付けにも配慮している。中には不本意ながら入学した学生もあり、将来のビジョンをもたせることで、学修意欲を高めることを期待している。ゼミナール担当教員は、ゼミ生との面談を行い、状況に応じて学科会議で情報を共有している。

学習上・学生生活上の悩みについては、ゼミナール担当教員、科目担当教員だけではなく、全教職員が対応できるように協力している。過去においては、学生相談室（リラックスルーム）を設置し、カウンセラーによる学生相談が行われていたが現在は実施されていない。

(b) 課題

学習支援について、とりわけ、基礎学力の不足する学生への対応が急務である。入学後、著しく学習意欲に乏しい学生が少なからずおり、これらの学生を如何にして意欲的に学習させるかが課題であり、これまで教務委員会やFD 委員会が主となって授業づくりの見直しや検討を行ってきた。今後は、キャリア支援委員会を中心にして、学生たちに卒業後の進路を早い段階から意識させ、目標を持たせるように指導していくための方策を立て、実施していくことが必要である。また、多様化する学生の状況や非漢字圏の留学生が多くなっていることから、ゼミナールのあり方、活用についての見直し、教職員による総合的な対応が求められる。

とはいえ、専任教員での限界もあり、初年次教育の構築が望まれる。

オフィスアワーで対応可能なシステムは構築されているものの積極的に利用されているとは言いがたい。また、留学生に対応できる職員の補充も課題である。

専門科目の学習について、非常勤講師に頼らなければならない状況から、非常勤講師に対してのオフィスアワーも視野に入れた検討が必要である。

[基準Ⅱ・B・3 学科・専攻ならびにコースの学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

(a) 現状

学生の生活支援のために教職員の組織の中に学生委員会を置き、学生の生活環境、学生が生活しやすい学内施設の充実をサポートしている。また、新年度のオリエンテーション期間を利用し、全学生を対象として、警察官による「犯罪被害防止」のための講話、市川市役所企画交通課による自転車の交通ルールや自転車事故保険に関する講話、市川市役所市民安全課によるマナー条例に関するチラシの配布を実施している。

学生委員会指導のもと、学友会の運営は学生を中心に行っている。クラブ活動については、体育会傘下の部活動と学友会傘下にあるサークル活動に分かれる。現在、体育会はバレーボール部と空手道部であり、サークル活動としてはバドミントン、サッカー、テニス、軽音などである。学校行事（夏祭り、スポーツ大会、学園祭（秋桜祭））は、学友会が中心となって企画立案しており、学生主体の運営となっているが、学友会と学内外の他組織（例えば、学内のゼミや大学近隣の企業・自治体等）との連携は教職員組織である学生委員会を中心としてバックアップ体制を築いている。具体的には、学生委員である教員が学友会顧問となり、学友会のアドバイザーとして学内外の他組織との円滑な連携をサポートしつつ、学生委員以外の教員及び事務局職員を含めて全学的に学生の主体的な活動を支援している。

学生食堂の営業時間は 11 時 30 分から 14 時 00 分となっている。当初は朝食を食べてこない学生に対応できるようにしていたが、利用者が皆無であったことから昼食時の対応となり、昼食の提供は 14 時頃には終了している。

通学バスは、西船橋駅から短大間の運行となっている。また、自転車通学の学生に対しては、駐輪場を学内に設置しており、オートバイや自家用車による通学についても、正式な申請があれば学生委員会で審議した上で通学を認めており、そのための駐車場も確保している。

また、学外の制度として、日本学生支援機構の奨学金制度を利用している。

年度初めに健康診断を実施している。学内には保健室を設け、AED（自動体外式除細動器）を 1 階と大体育館に設置している。また、学内には喫煙所を設け、分煙体制を整えるとともに、毎年 5 月末の世界禁煙デーには学内全面禁煙とし、喫煙及び受動喫煙による健康被害等について啓発を行っている。

学生のボランティア活動については、市川警察を中心に展開される防犯ボランティア「アークア」の活動に積極的に参加しており、感謝状が送られている。また、西船橋商店街による 100 円商店街のイベントにもこども教育学科を中心に参加している。

更に、こども教育学科では、子育て支援ひろば（H28 けいたんキッズ、H29 TMC いちごひろば）を開催し、H29 年度は全 18 回 492 名の親子が参加している。「子育て支援実践演習」「子どもと遊び」の授業を通して子育て広場の企画・運営・指導法を学びながら、地域子育て支援の実践に努めている。

(b) 課題

現在、セクシュアル・ハラスメントに対する規定はあるが、パワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントに対応するものがないため、早期の整備が必要である。

学生アンケートから学校行事の充実の要望の声が毎年寄せられるが、学校行事の企画運営を行う学友会執行役員の負担が大きくなり、慢性的な人員不足によって、運営が難しい状況が続いている。学友会執行役員の負担を考えると、学生の学校行事の運営方法も検討課題となっている。

校舎のバリアフリー化については対応済みであるが、障害者用トイレが大学全体で1ヵ所しか設置されていないことから、早期の対応が望まれる。また、学生食堂にはスロープがないこと等、今後改善の余地があると考えられる。

[基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

(a) 現状

学生の進路支援のため、キャリアセンターとキャリア塾、ゼミナール担当者が協力して活動している。また、期間限定でハローワーク職員が就職支援業務を行っている。

年間を通しての就職支援としては、授業に組み入れる形で実施するものとキャリアセンター・キャリア塾が中心となつて行う就職セミナーや合同企業説明会を実施している。経営総合学科として1年時9月には就活合宿を行い本格的な就職活動が始まる。この合宿によって、学生に就職や進学に対する自覚を植えつけ、自発的かつ積極的に就職活動に取り組む姿勢を身に着けさせている。

その他、大学進学のための編入塾や公務員対策ゼミ等、授業外での講座を開き、進路対策をとっている。

1年生に対する就職セミナーでは、外部講師を招いて礼儀作法・マナー・メイクアップの指導など本学独自のユニークな内容から、一般常識試験対策、小論文、履歴書の書き方や面接指導に至るまで、細部にわたる指導を行っている。

(b) 課題

就職協定の撤廃など今後ますます就職活動は混迷を迎えると予想されるため、十分な情報収集を行い適切な指導ができるよう準備するとともに、初年次教育を充実させ基礎学力の向上を図らなければならない。

短期大学の場合には就職活動開始までの期間が短いので、1年生の早い時期から卒業後の進路について考え、就職や進学に対する自覚をもち、自発的かつ積極的に就職活動に取り組む姿勢を身に着けられるように指導していくための活動を計画する必要がある。

[基準Ⅱ・B・5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

(a) 現状

本学の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、「求める学生像」として学生募集要項と一緒に配布される「入学案内」に明確に示しており、オープンキャンパス、入試説明会等において、十分な説明を行っている。

入試広報活動については入試広報室が主担当になるが、受験生からの問い合わせ等の業務については、職員が連携して適切に対応している。

本学では、指定校入試、推薦入試、AO 入試、一般入試、留学生入試の5つの選抜方法で入学試験を実施している。これらの入学試験は、入試広報委員会の指揮のもとに公正かつ正確に実施されている。また、いずれの試験においても、入学者受入の方針に基づいて、単に受験生の知識の有無を問うだけでなく、思考力・判断力・表現力等の潜在的可能性を評価できるように、面接を重視した試験となっている。

さらに入学手続者には、事前課題を課し、スクーリングを呼びかけている。連絡事項として、入学式・オリエンテーション・学納金の納入手続き・卒業証明書の提出・学生保険加入・教科書販売等に関する案内を発送しているが、授業や学生生活に関する情報提供は、4月に行われるオリエンテーションで行っている。

(b) 課題

一般学生の入学手続者に対しては、入学前の事前学習の中で、各種ガイダンスや入学後のスケジュール、授業や学生生活について、直接教職員が説明を行っているが、3月の入試合格者や遠隔地の合格者については、入学手続き書類のみになってしまい、不十分となっている場合がある。

留学生に対しても、入学前の事前学習を行うことが課題である。

基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

少子化及び現代社会における修学を取り巻く環境の影響を受けつつ、本学の定める教育理念に基づいて入学者に対する教育を展開しているが、今後ますます多様化する学生のニーズを把握し、対応しなければならない。

学生数の減少により、限られた人員と設備の中で、教職員の FD、SD の活用は一層求められる。そのため、専任・非常勤講師間の協力体制を密にするとともに、非常勤講師の FD 活動への参加についても検討している。事務職員については、複数の業務を担当しなければならない、業務の成果は担当者に委ねられることが多く、専門性の高い業務では、担当者不在の場合には、業務の停滞が起こっている。

学習支援及び進路支援体制は整えられたが、多様化する学生の状況や非漢字圏の留学生が多くなってきていることから、教職員による総合的な対応と留学生に対する生活支援の組織的な強化が必要である。とりわけ、非漢字圏の言語や文化に通じた職員の配置が急務である。

学生の主体的活動に対する支援体制は整備されているが、学生の満足できる活動が実施されているとは言いがたく、その中心となる学友会への関わり方を含め、学生の学校行事の運営方法も検討課題となっている。

学生生活に関する意見や要望の聴取については、学生アンケートを通して実施しているが、環境整備等予算のかかるものについては、十分に対応できないのが現状となっている。

学生の進路支援については、進路委員会・進路部の支援を補完するものとして、入学当初のオリエンテーションキャンプからプログラムを取り入れ、早くから意識形成の醸成を試み、2 年間継続して行われるゼミナールにおいても、進路選択から進路活動までの支援を実施する等、全学挙げての体制を整えている。しかし、就職直後の離職が複数報告されたことから、より効果的なカリキュラム構築に努めていく。

短期大学における学習や学生生活についての情報提供は、入学前事前学習や入学手続き時に直接教職員から説明を受ける体制をとっているが、遠隔地の手続者等で事前学習に参加できない学生や留学生の中には、十分な対応ができない場合がある為、情報提供のための解りやすい冊子等の作成を行う必要がある。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

少子化及び現代社会における修学を取り巻く環境を踏まえ、多様化する学生のニーズを把握し、授業評価や各種アンケートの結果、自己点検等を考慮し、「建学の精神」や「ディプロマ・ポリシー」等に基づき教育過程の見直しとともに授業改善につなげていく。

学生数の減少による経営状況から、限られた人員と設備の中で、教職員の FD、SD を充実し、専任・非常勤講師間の協力体制を密にすると共に、必修やコース選択必修を担当する非常勤講師の FD 活動への参加について検討する。

事務職員については、業務の成果が担当者の技量や意識に左右されることがないように、業務の標準化と可視化を進め、限られた人員でも業務が遂行できるよう合理化を計る。

学習支援及び進路支援等学生支援に対する体制は整えられたが、対応する教職員にばらつきもあり、多様化する学生の状況や非漢字圏の留学生が多くなってきていることも含め、教職員の指導力の組織的な強化について検討する。

学習意欲の高い学生に答える教育プログラムを充実させるとともに、教育効果の底上げ

を計るべく、授業科目の工夫を検討する。

一般新入学生は、入試の受験時期や地理的状况によって事前学習の受講に制約がかかるため、課題のバリエーションや情報発信の頻度を高め、入学後の学生生活に対応できるよう支援する。

留学生に対しては、事前学習が実施されていないため、受験後の動向を調査し、事前学習の実施について検討する。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

特になし

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

基準Ⅲの自己点検・評価の概要

人的資源としては、専任教員数は「短期大学設置基準」が求める人員数を満たしている。しかしながら、専任教員の人員数は設置基準の最低数であること、持ちコマ数の偏りがあるため増員が求められる。

専任教員の研究活動については妥当な研究費・研究旅費と環境が担保されていると言えるが、海外への留学、海外派遣、国際会議への出席についての整備が進んでいない。研究面では、学内における研究の質を向上させるために、積極的に学外の学会活動に参加し、学外への投稿を増やして、科学研究費補助金獲得に向けた専任教員の一層の努力を促す必要がある。

事務組織は各部署の業務内容と責任体制が明確化されている。事務職員の SD 講習会への参加を促して、業務のスキルアップを図る必要がある。なお、SD 規程の整備が求められる。

物的資源としては、校地・校舎の面積は「短大設置基準」を満たしている。図書館やコンピュータ教室等の教育資源環境も充分整備されている。

情報技術に関する技術的支援体制は整備され円滑に運営されている。しかし、日進月歩の激しい情報技術ゆえ、十分な環境が整備されているとは言えず、とりわけ 101 コンピュータ教室の更新が求められている。当面、現行の LAN 環境に無線公衆 LAN 環境の導入を計画している。

財的資源は適正に管理されているが、入学者数の減少から定員割れが継続し、財政的には危機的な状況であると言える。校舎、施設設備の老朽化のため、緊急対応を必要とされる箇所について改修を進める計画である。

テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源

[基準Ⅲ-A-1 学科・専攻ならびにコースの教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組

織を整備している。]

(a) 現状

本学は、今年度よりこども教育学科が開設され、経営総合学科と2学科を設置する短期大学である。経営総合学科の入学定員130名、こども教育学科60名である。

教員組織は、次のとおりである。専任教員数は「短期大学設置基準」第22条の定める人員数を充足している。

教員組織の概要（人）（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学全 体の入学定 員に応じて 定める専任 教員数〔ロ〕	設置基準 で定める教 授数	助手	非常勤 講師
	教授	准教授	講師	助教	計					
経営総合学科	5	3	2	0	10	7		3	1	31
こども教育学科	4	3	3		10					
（小計）	9	6	5	0	10	7		3	1	
〔ロ〕							3	1		
（合計）	9	6	5	0	10	10		4	1	

専任教員で対応できない科目については、非常勤講師を配置し対応している。

専任教員の職位については、「教育職員選考基準規程」に基づいて配置している。

各授業科目の配置については、別添の「授業科目担当者一覧」で開示している。なお、補助教員は現在、配置されていない。

また、教員の採用、昇任は本学の「教育職員任用規程」および「特任教授等に関する規程」に基づいて適切に実施されており、現時点で特段の課題はない。

(b) 課題

専任教員数と非常勤講師数に偏りがある。「設置基準」が求める最小限度の専任教員組織である。専任教員の持ちコマ数も限界となっているため、非常勤講師に委ねているのが現状である。ディプロマ・ポリシーならびにカリキュラム・ポリシーに配慮しながら、科目の統廃合を含めた教育課程の再見直しが求められる。

また、専任教員の年齢構成も課題となっている。男女の比率にも配慮しながら、若い教員の補充も必要である。

[基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

(a) 現状

専任教員は「個人研究費規定」に基づき各年度の「研究経過報告書」、「個人研究費使途報告書」を学長宛に提出することとされている。専任教員及び本学非常勤講師が研究成果を発表する機会として、『東京経営短期大学紀要』を毎年、刊行している。投稿にあたっては「研究倫理規程」を遵守することとしている。また、紀要は、情報・システム研究機構国立情報学研究所の CiNii Articles 上で公開されている。

専任教員の研究費としては、教授 30 万円、准教授 25 万円、専任講師 20 万円、助教 15 万円となっている。専任教員はすべて個別の研究室が用意されている。

専任の教授、准教授、講師は週 3 日以上、専任の助教、助手は週 4 日以上出校することとされており、研究、研修等を行う時間は確保されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は整備されていないが、研究旅費の範囲では支給される。

(b) 課題

今後は、学内における研究の質を向上させるために、積極的に学外の学会活動に参加し、学外への投稿を増やして、科学研究費補助金の獲得に向けた専任教員の一層の努力を促す必要がある。また、事務職員の SD 講習会への参加を促して、業務のスキルアップを図る必要がある。

[基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

(a) 現状

本学の事務室は、事務局長を長として、その下に専門的な職能を有する職員が総務・教務・学生支援・入試広報・キャリアセンターの各業務を分掌して、責任体制の下で日常の業務を処理している。

事務職員には各自 1 台のインターネットに接続された PC が与えられており、事務室には複合機が 1 台備え付けられているとともに、必要な備品等が整備されている。

学内サーバーと PC の管理運営については、ファイアウォールにて外部からの不正アクセスをブロックしており、学内ネットワークにアクセスする場合は教職員に付与されたユーザーアカウントに限定してシステムの利用管理を行っており、学内のすべての PC にウイルス対策ソフトウェアを導入している。また、防災対策については、授業開講時・夜間の初期対応、緊急連絡体制、津波対策緊急避難路、防災対策備品等を含む防災計画書の内容を毎年点検して学内に周知を図るとともに、毎年 4 月に消防避難訓練を、11 月の津波防災の日には防災訓練を実施している。

さらに事務室では、必要に応じて事務局会議を行い、日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。また、教育経営会議・教授会・教務委員会・入試委員会等、学内の主要な委員会には事務局長もしくは事務職員が構成員として参加することによって、教員と連携して本学の学習成果の向上に努めている。

(b) 課題

緊急時防災対策の学生対応のためのマニュアル作成と SD 活動の規程整備が求められる。さらに、個人情報の取り扱いについてより厳格な管理体制の整備が望まれる。本学では、事務に関わる諸規程と事務組織を整備し、責任体制を明確にすることによって学習成果の向上に努めている。SD 研修会に積極的に職員を参加させることによって事務職員のスキルアップを図り、業務の一層の効率化を推進する必要がある。

[基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

(a) 現状

教職員の就業に関する規程として「就業規則」が制定されている。

教員に対しては「教員の服務上の心得」が別途整備されていて、教育職員（非常勤講師含む）の出退勤等に関わるサービスも適正に管理されている。

その他、人事関連の各種規程は、備付資料の「人事・給与関係」とおり整備されている。

教職員の就業に関する規則については、本学園に「東京系絵愛短期大学就業規則」等が整備されており、これらの規則及び規程は学内において常に教職員に閲覧可能な状態となっている。

また、新任教職員には契約時に勤務時間、休日等の労働条件を明示しており、さらに規程等の改正があった場合には、毎朝 8 時 45 分から行われる朝礼もしくは定期的開催される諸会議において周知を図っている。

教職員の出退勤管理および欠勤、遅刻、早退、私用外出、有給休暇、特別休暇等の管理は、本学就業規則に基づいて、出退勤に関する申請書並びに承認書による管理を行うとともに、毎朝行われる朝礼において確認している。また、出張については出張申請書を提出し所属長の承認を得るものとしている。

(b) 課題

本学では、教職員の人事管理に関する規則として、「学校法人創志学園 東京経営短期大学就業規則」および関連の諸規程が整備されており、これらの規則および規程に基づいて人事管理は適切に行われている。今後も、労働関係法令等の改正に併せて学内諸規則の整備・改訂を適宜実施し、適切な人事管理を維持していく。

関連する法令等の改正の情報を適時把握し、教職員が働きやすい職場とするために、各種規程の改正を進めていく。

基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

経営総合学科において「短期大学設置基準」が求める専任教員数が最小限度の人員数であり、入学定員を上回る学生が確保できている状況を鑑み専任教員数の増員を検討したい。あわせて、経営総合学科のカリキュラム・ポリシーを見直し、専任教員と非常勤講師の偏りを改善する。

こども教育学科においては、専任教員の勤務形態を見直し、学生指導対応に十分配慮できる体制づくりを目指す。

テーマ 基準Ⅲ・B 物的資源

[基準Ⅲ・B・1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

(a) 現状

本学の校地、校舎の面積は、下表のとおりである。

校地、校舎の基準面積には「設置基準」第31条別表第二のイ・ロ単一学科収容定員400人（経済学関係）が適用されるが、校舎においては基準面積2,350㎡に対して、本学はそれを大きく上回る11,174㎡を擁している。校地においても、基準面積2,800㎡に対して24,186㎡あり、十分に余裕のある空間を提供できている。

運動場は校地の隣接地に全天候型人工芝のグラウンドを、また校地内に全天候型3面のテニスコートを整備している。

校舎・校地一覧表

(平成29年5月1日現在)

区分	収容 定員	校舎			校地		
		基準面積	現有面積	差異	基準面積	現有面積	差異
東京経営短期大学	280人	2,350㎡	12,517㎡	11,174㎡	2,800㎡	15,697㎡	21,386㎡
共有の野外運動場						8,489㎡	
屋内体育館			1,007㎡				
計		2,350㎡	13,524㎡	11,174㎡	2,800㎡	24,186㎡	21,386㎡

障がい者への対応は、入口に車イス用のスロープを、校舎内にエレベータ2基と障がい者用トイレ1箇所をそれぞれ整備している。また、校舎内は全て段差のないフラットな作りとなっている。

授業を行う講義室等については、講義室12教室、ゼミ演習室3室、コンピュータ教室3教室、実習室（アリーナ、サブアリーナ、フィットネスルーム、保育実習室、図画工作室、音楽室、グループレッスン室2、）8教室があり、収容学生数に対しては余裕のある運用となっている。

授業等で使用する機器・備品については、移動可能なプロジェクター3台、ノートPC、モニターテレビ、DVD/ビデオ用デッキ、CDラジカセ等の教育機器を整備している。収容人数の多い大・中教室（201、205、206、212、213、214、215教室）、実習室（アリーナ、保育実習室、図画工作室）には、スクリーン、プロジェクター等の視聴覚機器が備え付けられている。なお、授業用機器・備品類及び移動型の貸出し用機器の日常管理は、教務課が担当している。

蔵書数については、図書40,683冊（うち洋書4,588冊）、学術雑誌245種、AV資料2,250点を所蔵している。座席数は1階閲覧室が106席、パソコンコーナー5席、2階AV室は23席、合計134席である。いずれも学生数に対して十分である。

図書館蔵書数一覧（平成29年5月1日現在）

区分	和書	洋書	学術雑誌	AV資料
冊（種）	40,683冊	4,588冊	245種	2,250点

本学図書館は校舎内1・2階部分の一面を占め、総面積810㎡を有する。1階には50,000

冊が収容可能な開架式の書架、南側と中央に配した学習机（座席数 106）、新聞及び雑誌の閲覧コーナー（座席数 8）、学生用パソコン（5 台）がある。また、2 階には学生が自由に視聴覚資料を視聴できる AV コーナーが設置されている。地下 1 階に雑誌のバックナンバー等を保管する書庫がある。学生収容定員に対し、十分な面積を有している。図書（以下、視聴覚資料を含む）の廃棄に関しては、「図書管理規程」に沿って実施している。毎年度末に、図書委員会で廃棄リストについて審議した後に、異議の有無を全教員にメールで確認してから、学長の決済を経て産業廃棄物業者に委託している。参考図書は学生が学習する上で、最も基本となる図書であると位置づけ、幅広い分野の参考図書を備え、学生の利用に供している。改訂された参考図書は迅速に更新し、最新の状態にするよう努力している。関連図書については、シラバスに記載されているものは全て 1 冊ずつ購入している。また、授業担当者からの希望図書は、随時優先して購入している。

体育館は大・小の 2 つがあり、適切な面積を有している。大体育館については、行事によって講堂としても使用している。また、体育の授業以外ではサークル活動や学生有志による運動の場として、日々有効活用されている。

(b) 課題

本学の校地、校舎、施設設備については短期大学設置基準を十分に満たしているが、施設設備については、学習環境の向上に寄与するために、書庫の防湿対策、スポーツ施設の改修や授業用 PC の入れ替えが必要であり、老朽化した施設設備について法人全体の自己資金と公的な補助金を財源とする大規模改修を検討する必要がある。

[基準Ⅲ・B・2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

(a) 現状

学校法人創志学園には「経理規程」・「固定資産及び物品管理規程」・「固定資産及び物品の調達管理取扱規程」が整備されており、本学はこれらの規程に従って施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

火災・地震対策、防犯対策の諸規程は単独での制定はしていないが、「就業規則」の中で、「火災・盗難の予防」と「火災・非常時の措置」の項目を掲げている。各教室に避難地まで誘導経路を設置し教職員へ周知し、毎年避難訓練を実施している。緊急時に備えた水・簡易食糧・簡易トイレのセットを全学生及び全教職員用に備蓄している。

本学のコンピュータシステムは教育情報センターがセキュリティ対策の実務を担当しており、ファイアウォールの設置やアンチウイルスソフトの導入、個々のコンピュータのセキュリティ設定等を行っている。アンチウイルスソフトは本学で使用する教育、研究、事務処理で利用される全ての端末に利用できるようサイトライセンス契約を行っている。また平成 17 年より教育情報センターセキュリティーポリシーを制定し、セキュリティ対策の学内コンピュータセキュリティ対策の指針として運用している。

本学の教育用情報システムはシンクライアントシステムを採用しており、コンピュータウィルスや不正侵入等の攻撃に高い耐性を持っている。平成 25 年度より事務局においても同様のシステムを導入し、全学的にセキュリティ対策の強化が行われている。現在のところ本学のコンピュータシステムに対するウィルス感染や不正侵入等の攻撃や被害は報告されていない。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全については、節電・節水の呼びかけ、未使用教室の消灯、冷暖房の適正な温度設定、廊下等の電球の間引き等を行っており、その結果は使用料金の減少という形で表れている。

ゴミの分別は、学生・教職員に徹底されている。

(b) 課題

携帯端末やスマートフォンの普及により、学生教職員を個人で所有するこれらの情報機器と本学の情報システムとの連動・連携が学生教育、生活・進路指導において不可欠になりつつある。このため学生用ネットワーク通信サービスの公開は重要な課題になっている。しかしながら不特定多数の情報端末をネットワーク通信に接続することはセキュリティ上大きなリスクを伴い、安全を担保するシステムをどのように導入するか検討を重ねている。

基準Ⅲ・B 物的資源の改善計画

開学以来 27 年目を迎え、校舎や施設設備の老朽化が進み、大掛かりな修繕の必要があるが財政面からはかなり厳しい現状がある。授業運営に支障があることが予想される場合を優先して、修繕及び更新をする計画である。

そうした中で、平成 26 年度は事務支援システムをあたらしくして教職員だけでなく学生の便宜も図るため、1 千万円以上を投じて新システムを購入した。同システムを今後も更新、アップデートし、事務支援と学生への便宜のため、より良いシステムにして行く計

東京経営短期大学

画である。

テーマ 基準Ⅲ・C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

[基準Ⅲ・C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

(a) 現状

本学ではシンククライアントシステムを採用することにより、OS やアプリケーションの更新を迅速に行うことが可能である。シンククライアントシステムは、全ての OS 及びアプリケーションをサーバ上で管理運用しているため、大規模システム更新をしなくとも最新のアプリケーションを導入することが可能であり、常に最新のアプリケーションを利用できる環境を提供している。

平成 29 年度現在、授業等で利用できる主なソフトウェアは以下の通りである。

主なソフトウェア		コンピュータ実習室 (PC 教室)			学生支援端末	
		101 教室	208 教室	209 教室	図書館	進路資料室
OS	Windows2008	○	○	○	○	○
	Mac OSX	○		○	○	
	UNIX	○		○		
アプリケーション	Web ブラウザ	○	○	○	○	○
	MS Officez	○	○	○	○	○
	Visual Studio	○	○	○		
	勘定奉行	○	○			
	給与奉行	○	○			
	Adobe Illustrator			○		
	Adobe PhotoShop			○		
	Adobe InDesign			○		
	iLife			○		

本学では全学生へのコンピュータリテラシ教育の履修を義務づけている。さらに授業外での学生サービスとして教育研究情報センターが各種相談や指導・支援を行っている。

教育研究情報センターはこれ以外に情報機器を用いた授業実施教員への支援・指導、事務局業務における職員への支援・指導を定常的に行い情報技術の向上を行っている。

コンピュータシステム関連の技術的資源と設備の管理運用については、教育研究情報センターがシステム運用に関する中長期計画を作成し、この計画に従って管理運用を行っている。また中長期計画は設備の状況や技術革新の進捗状況に合わせて常に改訂を行い、最も効率的効果的運用で実践できるようにしている。

平成 23 年度よりコンピュータシステム関連の技術的資源と設備の管理は教育研究情報センターが一元的に管理する方針を確認している。教育研究情報センターは学内の各部局

の業務内容に合わせて最も効果的資源の分配を行っている。

全教員の研究室にコンピュータを設置し、授業の資料作成や研究活動に活用できる環境を整えている。また事務局では職員全員に一人一台ずつ専用端末を用意し、事務処理業務を円滑に行える環境を整えている。これらの端末は全て学内 LAN に繋がれており、電子メールの利用やインターネットによる情報発信及び情報収集にも活用されている。その他に教務システム、図書管理システム、ファイル共有サーバ等の各種サーバを設置し、授業及び学校運営に活用できる体制を整備している。

収容人数の多い中・大教室（215、205、206 教室）にはプレゼン用パソコン、スクリーン、プロジェクター等の視聴覚機器が整備されている。その他、授業等で使用する機器・備品として、移動可能なプロジェクター、ノートパソコン、モニターテレビ等の教育機器が整備されており各種授業で利用されている。

ネットワーク環境について、平成 23 年度よりギガビット回線の導入し、回線速度の向上を行っている。平成 26 年度時における学内 LAN の整備状況は、コンピュータ実習室に配置されている全ての教育用端末と図書館、進路資料室に設置されている教育支援用端末がネットワークに常時接続されており学内 LAN が利用できるようになっている。また一般教室の大半にも学内 LAN が整備されており、ゼミナール等の授業でインターネット通信を用いた情報発信や収集を行っている。セキュリティ対策の方針に従い、学内 LAN に接続できる端末は、教育研究情報センターが許可した端末のみに限定している。学生が個人で持ち込んだ機器への接続は原則認めていない。

本学の教育用コンピュータシステムは教育研究情報センターが管理運用する各種サーバとクライアント端末により構成されたシンククライアントシステムを採用している。シンククライアントシステムでは、クライアント端末で利用している全てのソフトウェアをサーバ上で動かしている。このようなシステムを採用することにより、本学では Windows 系 Office ツールを用いた初級中級リテラシ教育から Mac OS や UNIX システムを用いたプログラミング実習や DTP、Web デザイン等のマルチメディア実習等上級専門教育まで実施できるようになっている。

本学のコンピュータ実習室は、101 教室(PC40 台+教卓用 PC)、208 教室（PC40 台+教卓用 PC）、209 教室（PC28 台+教卓用 PC）の計 3 教室であり、コンピュータを必要とする授業に利用している。また、図書館ならびに進路資料室に学生支援端末を 5 台ずつ設置し、開館時間帯は常時開放している。

授業等で利用されている主なソフトウェアとしては、全ての PC 実習室で事務処理系 Office ツール（MS Office）、会計ソフト(勘定奉行、給与奉行)、プログラミング統合環境（Visual Studio、Eclipse）が利用できる。さらに 209 教室では DTP ソフト（Adobe Illustrator、PhotoShop、InDesign）や Mac OS 環境に用意されているマルチメディアソフト（iLife）が利用できマルチメディア教室としての機能も備えている。また UNIX 環境や各種コンパイラ（C 言語、Java 等）も用意し、上級者向けの指導にも対応できる環境を保有している。

(b) 課題

101 教室（PC40 台と教卓用 PC）の環境は耐用年数を迎え、これまでの 208 教室に設置されていた既設機器を代用しながら維持されている。101 教室のコンピュータ環境の更新

が求められる。

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

学生が自由に使える公衆無線 LAN の学内導入を検討している。現在、さまざまな公衆無線 LAN サービスのソリューションが各企業から提案されており、セキュリティを担保する仕組みを導入するため、これらのソリューションの比較検討を進める。

また、101 教室環境の更新の計画案を進める。

基準Ⅲ-D 財的資源

[基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

(a) 現状

本学の過去 3 年間の資金収支及び事業活動収支は支出超過となっているが、学校法人創志学園全体として安定的に収支均衡を保っている。本学は帰属収入に対する学納金収入と事業収入の割合が高いので、収支均衡を図るには定員充足率を高めることが最重要課題となっている。地域社会に根ざした短期大学として、学びなおしの機会を求める社会人の受け入れなどを検討して、地域社会と密接な連携体制を確立するとともに、中長期的な改善計画の策定を推進する必要がある。

東京経営短期大学における平成 26 (2014) ～28 (2016) 年度の資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり支出超過となっている。

学生数の確保については、経営総合学科で定員は確保しているものの、留学生、学費減免者の割合が多く、学納金収入は予定学を下回る。こども教育学科においては募集開始時期の遅れが響き、大幅に定員を割ってしまった。出口戦略と直結させたコース編成と学生募集活動に力点を置き、教育の質を確保しながら教育活動を展開している。

(b) 課題

短期大学の財務状況を好転させるためには、平成 30 年度以降の定員の充足率を高めることが最重要課題となる。少子高齢化の進む中、地域社会と密接な連携体制をはかるとともに、中長期的な改善計画の策定を推進することが課題となる。

[基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

(a) 現状

本学は事業活動収支において支出超過の状態が続いているが、その主たる原因は帰属収入の大部分を占める学納金収入の不足にあり、これを解消するには定員充足率を高めることが最重要課題となっている。このため本学では、学生確保の取り組みを推進するとともに、経費支出の削減に取り組んでいる。また、本学の経営情報は学内で共有されており、学長のリーダーシップの下、教職員全体が危機意識をもって教育活動に取り組んでいる。

経営総合学科において定員の確保はしたものの、留学生の比率が多く、学納金としての収入は抑えられてしまう。また、こども教育学科においては設置認可の関係から募集活動

が遅くなり、入学定員が大幅に下回ってしまい、事業活動収支においては支出超過の状況が続いている。平成 29 年度の学生募集においては、学長のリーダーシップのもと学生確保への取り組みを推進した。

(b) 課題

地域のニーズを取り入れた教育カリキュラムの改善や施設設備の充実を図り、退学者を無くし、外部奨学金の獲得を増加し、財政の安定に努める。

基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

本学の収支均衡を図るには定員の充足率を高めることが最重要課題となっている。地域社会に根差した短期大学として生き残るための中長期的な改善計画の策定を推進する予定である。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

本学は事業活動収支において支出超過の状態が続いているが「短期大学設置基準」の定める最少人数の専任教員数であり、事務職員の定年退職による人員減から中長期計画による人事計画を策定する。

教員の業務を見直し、教育と研究に費やせる時間を確保する。事務職員の業務内容を精査すると共に各種研修へ参加できる環境を整え、職務内容の充実を図る。

施設設備において老朽化が進んでいることから、保守・修繕の必要があるが、学生の安全や授業運営に支障のある場合を除き、余分の支出を避ける。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。

特になし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

基準Ⅳの自己点検・評価の概要

本学の建学の精神及び教育目的の実現に向けて、法人部門と緊密に連携を図り、戦略的に短期大学の経営課題に取り組むとともに、理事長及び学園長のリーダーシップの下、円滑でスピーディーな意志決定が行われている。

また、理事会と本学との相互理解を図る学長の役割が諸規則で規程されており、学長のリーダーシップの下で短期大学の運営方針等を教職員に伝える仕組みを整えている。

さらに監事は、法人の業務執行状況と財産状況の適切性について監査を行い、理事会及び評議員会で報告や意見陳述を行う一方、評議員会も法人全体の管理運営に関するチェック機能を十分に発揮している。加えて、短期大学部における監事監査の実施をはじめ、監査報告書を通じた監事所見及び監事意見についても短期大学へのフィードバックを行っている。

その他、学校教育法施行規則及び私立学校法に基づく本学の教育情報の公開をホームページ上で行っており、このことから、本学におけるガバナンスは適切に機能している。

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

[基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

(a) 現状

本学の教育目的を達成するために、短期大学部及びその設置者である学校法人創志学園は、以下の管理運営体制の下、経営の規律と誠実性をもって、相互の意思疎通を図りながら適切な機能を発揮している。

本学園の経営は、「学校法人創志学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）及び「学校法人創志学園寄附行為施行細則」（以下、「施行細則」という）に基づいて行われている。また、学校法人として適正かつ円滑な業務と運営を確保するため、寄附行為において、最高意志決定機関としての理事会（第 16 条）、諮問機関としての評議員会（第 18 条）、法人代表者としての理事長（第 11 条）、理事長を補佐する学園長（第 12 条）、財産状況及び業務執行状況を監査する監事（第 15 条）等、法人各機関の権限と役割を明確に定めている。

さらに、法人及び設置校の管理及び運営に関して必要な事項は、寄附行為に次ぐ形式的効力を有する施行細則により法人設置校の日常の業務決定体制を明確にし、規定に沿った円滑な運営を行っている。

私立学校法が規定する通り、理事会は学校法人の最高意志決定機関であり、各設置校を管理運営する役割を担っている。さらに、理事長は学校法人を代表し、法人の業務を総理している。また、学園長も短期大学部の管理運営業務を分担し、日常の業務執行状況を監督している。あわせて、学園長の業務推進に必要なサポートを行う法人管理部では、法人部門と短期大学部の連携強化や、業務執行及びコンプライアンス体制の強化、諸規定の改訂整備等の内部統制を図り、業務改善への取り組みや管理支援業務等の継続的な取り組みを行っている。

法人及び本学の運営は、私立学校法（以下、「私学法」という）及び関係法令を遵守して適切に行われており、寄附行為及び施行細則、「理事会会議規則」及び「評議員会会議規則」に定める手順に沿って、理事会や評議員会での審議・意見聴取を経て、意志決定が行われている。私学法第 36 条第 2 項で「理事会は学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めている通り、本学の経営責任は理事会が負っている。

本学園では、寄附行為第 5 条第 1 項の規定によって、理事会の役員として理事 7 名を置くと定めており、現員数は定数を充足している。役員構成として、評議員会において選任された 3 名の理事のほか、学識経験者として 3 名の外部理事がその職務にあたっている。加えて、私学法第 38 条第 1 項第 1 号に規定されている理事に環太平洋大学の学長が就任している。なお、役員の任期は、寄附行為第 6 条第 1 号に定める同大学学長を除いて 3 年となっている。

理事会の開催状況は、毎年 3 月、5 月、7 月、11 月、12 月に定例で開催しており、施行細則第 3 条第 1 項に定める業務決定の権限として、(1)学園及び学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針、(2)予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項、(3)事業計画、(4)寄附行為の変更、(5)合併及び解散、(6)決算の承認、(7)理事会が行う理事、

評議員及び理事長等の選任、(8)学長、学校長の人事、(9)学則、その他理事会の定める諸規則の制定及び変更、(10)前各号に掲げるもののほか、重要又は異例にわたる事項についての審議を行い、私学法及び寄附行為の規定に則って厳正にその職務を遂行している。

また、理事会は、施行細則第3条第1項に定める理事会の業務決定事項を除き、学園の業務決定の権限を理事長に委任し、理事長は、学校法人を代表して法人の業務を総理するにあたり、学園の業務決定の権限の一部については学長へ、指導・助言に関する事項については学園長に、法人全体の運営に関する業務分掌については、財務担当と人事担当の専務執行役員にそれぞれ委任して業務を分担する等、高い機能性を有しながら戦略的な意志決定ができる体制となっている。

(b) 課題

理事の構成は適正であり、理事会の管理運営は、それぞれ寄附行為、施行細則、理事会会議規則に基づいて適切に行われている。また、平成28年度は定例理事会を6回開催しており、実出席率86%を超える適正な体制下、予算、決算、事業計画及び事業報告等、施行細則に記載された事項について審議を行った。また、理事長、学園長、専務執行役員が業務を分担しており、戦略的な意志決定ができる体制を整備している。

本学の運営・経営は諸規則に基づき適切に行われており、組織倫理は保たれ、経営の規律と誠実性は維持されている。また、法人設置校の管理部門である法人管理部では、学園長の業務推進に必要な情報を集約し、設置校の管理運営状況を推進している。特に、稟議書の事前審査や業務執行計画・予算の進捗管理及び効果分析といった業務執行管理を行いながら、現地視察による状況把握に努め、改善課題に対する対策指導等を行うほか、高校と専門学校間、高校と大学及び短期大学部間、専門学校と大学及び短期大学部間の連携促進と組織横断的な活動も支援する等の継続的な取り組みを行っている。

今後も、本学園は短期大学部の管理運営状況を正確に把握するとともに、短期大学部との情報共有を図り、大学法人の使命・目的の実現に向かって継続的に取り組む。

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

本学の建学の精神及び教育目的の実現へ向けて、法人と本学とが密に連携を図って短期大学の経営課題について協議を行っており、経営の規律と誠実性は十分保たれ、情報公開も公開項目に従って適切に行われている。さらに法人全体の運営に関しては、財務担当と人事担当の専務執行役員を置いて法人業務を分担しており、円滑でスピーディーな意思決定を実践している。

経営と教学の明確な役割分担により、学長が推進する教学運営を、理事長及び学園長、そして専務執行役員が経営面から支えるという体制がとられていることから、経営の透明性と意志決定のプロセスにおいて明確化が図られている。

今後も、設置者と短期大学部がその使命を果たしていくために、管理運営状況の把握と情報共有を図り、大学法人の使命・目的の実現へ継続的に取り組むものとする。

基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ

〔基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立して

いる。]

(a) 現状

本学の運営組織については、「東京経営短期大学 組織規程」において、学長のリーダーシップの下、学長の諮問機関として教育経営会議を置き、教育や研究、学生指導等の全体方針を審議し、それに基づいて教授会で学科の具体的事項を審議するという関係を明確にしている。

他方で、法人設置校の管理運営に関する基本方針や法人の財産・事業・財務計画・人事計画等について権限を有する法人部門と、教育研究に関わる意思決定を行う短期大学部との役割分担と連携体制を明確にしながら、相互の意思疎通を図ることによって、法人各部門が適切に機能を果たしている。

「学校法人創志学園寄附行為 施行細則」の第 7 条には、「学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を総督する」と定められている。また、同細則第 12 条に、「学長の諮問機関として教育経営会議を置く」と定め、教育経営会議を本学の教育・研究に関する重要事項を審議する機関として位置付けている。さらに、「東京経営短期大学 教育経営会議規程」には、教育経営会議は「大学の教育研究の向上に係る基本的な計画に関する事項」、「学則その他教育研究に係る重要な規則に関する事項」、「大学の教育課程編成の方針に関する事項」、「学生の教育・厚生及び補導に関する重要事項」、「学生の入学、卒業等、その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項」、「大学の教育研究等の状況について、本学が行う評価に関する事項」、「その他理事会から付議又は諮問された事項」を審議し、これらの事項について「学長が決定を行うに当たり意見を述べる」と規定して、大学運営において学長がリーダーシップを発揮することを明記している。

教育経営会議の構成メンバーは、学長、副学長、統括委員長、学長補佐、学科長、事務局長からなる。学長は教育経営会議を毎月 1 回開催して、短期大学のあるべき姿、学科教育の重点化、教員研修、各コースの魅力打ち出しと学生確保への取り組み等について協議を行い、大学の運営上の課題を構成メンバーと共有することで、経営と教学の戦略目標に対する意思統一とコミュニケーションの円滑化を図っている。

特に、平成 29 年 4 月からは学科別に副学長を置き、教育経営会議のメンバーとして教育研究や学生指導に関わる重要事項の企画やコース間の調整等にあたり、学内組織の活性化と部署間の連絡調整、教学部門と大学事務部門との連携を推進する役割を担っている。

(b) 課題

理事会と大学の相互理解を図る学長の役割が諸規則で整備されており、学長のリーダーシップの下で大学の運営方針等を教職員に伝える仕組みが整えられている。また、平成 29 年以降は学長を支える副学長が大学の意思決定と業務執行に際して柔軟かつ円滑に機能しており、学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制となっている。本学の意思決定に関わる各組織は適切に機能しており、それらを活かして学長がリーダーシップを発揮し、教育研究活動が順調に実行されている。

しかし、短期大学をとりまく社会環境は多様化するとともに、大学改革に対する社会的要請も強くなってきている。

このような状況下において、本学では、毎年度末に教育活動を総括して次年度へ向けた改

善・改革に取り組んでいる。今後は、短大の存続と学生確保に向けて「中期目標・中期計画」を策定し、学長のリーダーシップの下で構成員がそれぞれの立場で役割を果たし、努力して行くことが課題である。

テーマ 基準Ⅳ・B 学長のリーダーシップの改善計画

本学の学長は、教育運営の最高責任者として、教育経営会議ならびに教授会の意見を参考にして最終的な判断を下すことによって、教学に関するリーダーシップを適切に発揮している。

教育内容とキャリア支援の改善によるこれまでの成果にもかかわらず、経営総合学科の留学生割合は改善されているものの、こども教育学科の定員充足率が低かったため、全体としての充足率は目標よりも低い数値にとどまっている。今後は、地域社会に根ざした短期大学として、学び直しの機会を求める社会人の受入をはじめとし、学長がリーダーシップをとって定員充足のための中長期的な改善計画の策定を推進していく予定である。

基準Ⅳ-C ガバナンス

[基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

(a) 現状

本学園では、「学校法人創志学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）の第 5 条第 1 項の規定によって、理事会の役員として監事 2 名以上を置くと定めており、特に平成 27 年 7 月からは、従来の監事 2 名体制に加えて常勤の監事を置き、現行 3 名体制で学園全体の監事業務を実施している。なお、監事の任期は 3 年となっている。監事は理事や評議員又は法人の職員を兼ねておらず、また私立学校法第 39 条に定める役員の兼職禁止条項に違反する事実もなく、適正な構成となっている。また、監事の選考については、寄附行為第 7 条に「この法人の理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する」と規定されており、監事の独立性は確保されている。

さらに、監事の職務として法人の業務監査及び会計監査を踏まえて監査報告書を作成して理事会及び評議員会で報告することや、役員として理事会に出席して理事の業務執行状況を把握するとともに、評議員会にも出席して意見陳述を行う等、その職責を果たしている。とりわけ 3 名の監事は、平成 28 年度に開催された計 5 回の理事会及び評議員会にすべて出席し、本学園の予算執行及び財務状況に対する指導助言のほか、年間を通じて本学の各会議の議事録や自己点検・評価報告書の内容を踏まえた教学監査も実施し、意見陳述を行っている。

また、監事監査においては、「学校法人創志学園 監事監査規則」及び「平成 28 年度監事監査計画」に基づいて、業務監査では、大学の経営管理、人事管理、教育・研究、学生支援の実施状況を中心に、会計監査では、部署別の事業計画と目的別予算制度、決算の状況、予算編成上の重要項目の達成状況、経費削減への具体的な取り組み状況等の項目を重点的に実施した。

平成 29 年 12 月に実施した実地監査では、業務監査の項目ごとに監査視点を定めながら役職者とのヒアリングを実施した。具体的には、(1)建学の精神の共有度・浸透度、(2)教育目的・目標の確立度と 3 ポリシーとの整合性、(3)教育の質保証、(4)自己点検評価の実施体制、(5)組織的学習支援、退学防止の取り組み等、(6)事務組織体制、(7)施設設備の活用状況、(8)学生募集活動への強化と公立化への対応等について、監事より次年度に向けた改善につなげる取り組みに関する意見が述べられた。

(b) 課題

監事は、短期大学の組織運営、内部統制、教育・研究・学生支援等の業務の有効性と効率性について、また法人の経営管理に係わる各項目について監査を実施し、定期的に業務及び財産状況の妥当性をチェックし、指導助言を行う等の職責を果たしているが、法人設置校が全国の広い範囲にあることから、監査の実効性を高めることが課題であった。

そこで、平成 27 年 7 月より、東日本担当である会計検査院出身者の大塚克慧監事と、西日本担当である弁護士の田邊信好監事に、元衆議院事務局文部科学調査室長の芝新一監事を新たに常勤監事として加えて、教学監査を含めた監査業務を強化した。さらに、平成 29 年 3 月の役員改選にて常勤監事 1 名を含む計 2 名の監事を増員し、学園設置校の監査に

あたる体制を整備した。

一方、監事支援業務を担当する法人管理部によって、事業計画や予算に基づいた法人設置校の改善指導・支援や、各種調査報告・届出等を集約し、各監事の監査業務を推進するために必要なサポートも綿密に行っている。毎年実施する監事監査のほか、学内で定例開催されている各種会議・委員会の議事録を毎月確認する形で、日常の教育活動についての教学監査を実施している。監事による教学監査のフィードバック内容は、法人管理部長を経由して、大学の教育経営会議に対して報告事項として伝達を行い、その改善状況について各監事への報告を行っている。

次年度より、法人本部内に「内部監査室」を設置し、専属の室長を配置して法人設置校の監事監査業務をサポートする体制も整備した。

[基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

(a) 現状

評議員会は、毎年3月、5月、7月、11月、12月に定例開催し、理事会の諮問機関として、理事会に先立ち寄附行為第19条に掲げる事項を審議して意見を述べる役割を担っており、寄附行為及び評議員会会議規則等に基づいて適切に職務を遂行している。寄附行為第19条に掲げる(1)予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分、(2)事業計画、(3)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(4)寄附行為の変更、(5)合併、(6)目的たる事業の成功の不能による解散、(7)寄附金品の募集に関する事項、(8)その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項について、あらかじめ意見を聞く体制となっており、私立学校法及び寄附行為の規定に則って厳正にその職務を遂行している。平成28年度は、定例評議員会を6回開催し、予算、決算、事業計画及び事業報告等寄附行為に記載された諮問事項について審議し、意見を述べている。評議員については、寄附行為第18条第2項の規定により、理事定数の2倍を超える15名を置くこととなっており、現員数は定数を充足している。その構成は、法人の職員のうちから理事会において選任された者5名、法人が設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任された者2名、学識経験者のうちから理事会において選任された者8名となっている。評議員の任期は3年で再任は可能、評議員の欠員に伴う補欠評議員の任期は前任者の残任期間としている。

評議員会の議案（平成 26 年度）

(b) 課題

法人全体の管理運営に関するチェック体制として、理事会の諮問機関である「評議員会」は、寄附行為及び評議員会会議規則等に基づいて適切に行われ、実出席率は 91%超と高く、適正な体制のもとで運営されている。

[基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

(a) 現状

法人及び短期大学の運営については、私立学校法及び関係法令を遵守して適切に行われており、寄附行為、施行細則、その他諸規程が整備されているほか、理事会会議規則及び評議員会会議規則に定める手順に沿って、理事会や評議員会での審議・意見聴取を経て意思決定を行い、運用面でも適切に機能している。また、短期大学の設置・運営に関連する法令の遵守については、文部科学省からの通達や事務連絡をはじめ、私立大学協会や私学経営研究会等を通じて最新情報を収集して部署内での周知と情報共有を図り、組織的な対応に努めている。

とりわけ法人管理部では、事業計画や予算編成をはじめとして、短期大学における業務課題と予算執行状況を双方でチェックし、適宜必要な改善や見直しを行うことによって業務達成レベルの向上と計画的な執行管理を行っている。また、設置校管理に係る日常業務を統括するとともに、法人本部と各設置校における業務サポートに重点を置くが、業務執行計画・予算の進捗管理や稟議書の事前審査及び効果分析といった業務執行管理を行いながら、各設置校の運営・行事スケジュールや現地視察による状況把握に努めている。

さらに、改善課題に対する対策指導等を行うほか、高校と専門学校間、高校と短期大学部間、専門学校と短期大学部間の連携促進と組織横断的な活動も支援する等、継続的な取り組みも行っている。監督官庁への許認可申請・届出、変更登記手続きや、学校法人及び設置校に係る諸調査・報告書等の集約、実地調査・監査等への対応、事業計画・事業報告作成支援、理事会・評議員会の運営、公文書管理や押印手続き等に関する業務に加えて、契約書改訂やリーガルチェックによるリスク回避、諸規定類の整備・改訂等の法務業務も分担し、ガバナンスの強化を図っている。

一方、短期大学の業務執行にあっては、稟議書による事前決裁を要件として、「学校法人創志学園 稟議規程」で定めた決裁区分や事務処理手続きに則り、予算制度に基づいて効率的に業務推進を行うため、稟議書の決裁権限を委譲して学内で意思決定する体制を整えている。なお、理事会の承認が必要な案件については、評議員会及び理事会で承認を得た上で、理事長による稟議決裁を行っている。さらに、法令に基づいて行う申請や届出、諸調査、報告については、押印許可申請書を起案し、上長の承認はもとより関係部署の回議を経て、法人管理部で内容の点検を行った上で決裁を受ける仕組みとすることで、複数のチェック機能を持たせている。

また、公印の取り扱いや重要書類の管理については、「学校法人創志学園 公印取扱規程」に則り、保管及び使用している。このように、法人の経営は諸規則に基づいて適切に行われ、組織倫理と規律が保たれている。

課題

法人と短期大学間の相互チェック機能は、法人管理部が主体となって短期大学の実態把握に努め、組織横断的に情報共有と相互チェックを行うことでその役割を果たしている。特に、各種申請や届出、諸調査・報告を行う際は、短期大学及び法人本部で事前に作成内容の確認を行った上で、書面での決裁を受けて所轄官庁に提出する仕組みを徹底しており、相互チェック体制が機能している。

一方で、法人全体の管理、危機管理という観点から、法人管理部で監督官庁への許認可申請・届出、各種変更登記関係手続きや学校法人・私立学校に係る諸調査・報告書等の作成、実地調査・監査への対応等を行うほか、契約書作成・改訂、更新・解約手続きやリーガルチェックによるリスク回避、社内諸規定類の整備・改訂といった法務業務も分担し、組織としてのガバナンスの強化を図っているところである。

さらに、内部の業務執行体制におけるコンプライアンス強化に向けて、稟議規程に則った正しい運用と押印許可申請の厳格運用を促すため、当該制度の運用趣旨と適正内容への改善点、所属長としてのチェックポイントに関する研修会を実施し、さらなる規律性の向上に努めていくことが課題である。

基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

監事の業務は、寄附行為の規程に基づいて適切に行われているが、本学園の設置校が全国の広い範囲に及んでいるために今後もさらに監査の実効性を高める努力を続けていく必要がある。また、評議員会は、適切な体制のもとで運営され、法人全体の管理運営に関するチェック機能を十分に果たしている。さらに、本学園と環太平洋大学短期大学部の間には相互チェックに基づく業務管理のシステムが機能しており、ガバナンスが適切に機能している。以上によって、現時点では本学のガバナンス体制を大きく改善する必要はない。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

本学の全体の運営については、諸規則に基づき適切かつ厳格に行われ、経営の規律と誠実性は保たれており、短期大学の使命・教育目的を実現する継続的な取り組みが行われている。さらに、短期大学の使命・目的を達成するために戦略的意思決定を行うことができる組織体制も整備され、学長がリーダーシップを発揮しながら、十分に機能している。

また、短期大学内には、トップダウンによる伝達や意思疎通の方法と、学長補佐を通じて教職員の意見を吸い上げていくボトムアップの仕組みによって、各種の提案や課題を大学全体の問題としてとらえ、情報の共有化を図る体制が確立されていて、大学運営を改善するためのPDCAサイクルが円滑に機能している。

さらに、法人と短期大学の各部門のコミュニケーションを図る体制が確立され、相互チェックの機能も有効に働き、短期大学の設置・運営に関する法令を遵守して運営するための組織全体のガバナンスも適切に機能している。

今後は、さらに学校法人と教学部門が連携を強化してさまざまな課題に迅速に対応できるよう各種会議の構成員及び開催時期・頻度について検討を行い、大学経営と教育内容の改善に努める予定である。加えて、法人本部の各部署と短期大学事務局が情報の一層の共有化を推し進め連携を深めることによって、より効率的な組織運営体制を構築できるように改善を進めていく予定である。これによって、学内外の様々な変化・ニーズに対応した大学教育の質保証に向けて教職員が一体となって改善を行うことができる。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

特になし

- ・ (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし